

事前配布資料 一覽

項目	頁
穴粟市特別職報酬等審議会 委員名簿	1
穴粟市特別職報酬等審議会条例	2
「附属機関等の設置及び運営に関する要綱」及び「情報公開条例」の一部抜粋	3
議会の役割、市長の役割	4～5
穴粟市及び県内類似団体等の財政指標の推移	別冊-A3
穴粟市及び県内他市の給料、報酬、期末手当の比較	別冊-A3
職員との比較	6
穴粟市特別職等の期末手当支給率の推移	7
令和3年人事院勧告の概要、給与勧告の仕組み等	8～19
過去の特別職報酬等審議会の審議結果等	20～21
平成29年度の諮問、答申、会議録	22～45
令和元年度の諮問、答申、会議録	46～71

令和3年度 宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿

氏名	団体等
小林 晋八	宍粟市連合自治会 副会長
川本 こず江	宍粟市商工会 女性部長
福山 千鶴	宍粟市消費者協会 事務局長
尾島 正夫	ハリマ農業協同組合 理事
久崎 正博	公募委員

宍粟市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、宍粟市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(委員)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織し、その委員は、宍粟市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員には、別に定めるところにより報酬を支給する。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務担当課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

改正附則 (略)

【宍粟市附属機関等の設置及び運営に関する要綱 一部抜粋】

(会議の公開等)

第6条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、当該会議が次の各号に該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないものとする。

- (1) 宍粟市情報公開条例（平成 17 年宍粟市条例第 17 号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号に規定する不開示情報を含む内容について審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 前項の会議の全部又は一部を非公開とするときは、原則として、附属機関等の長が会議に諮って行うものとする。
- 3 附属機関等の会議を開催する際は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題その他必要な事項をあらかじめ公表し、会議の全部又は一部を公開しない場合にはその理由等について、事前に公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りではない。
- 4 附属機関等の会議については、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、当該会議録が情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報を含む場合は、会議録の全部又は一部を公表しないものとする。

【宍粟市情報公開条例 一部抜粋】

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (5) 実施機関内部若しくは相互間又は市と国及び他の地方公共団体との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

議会の役割（しごと）

1 地方公共団体の意思の決定

選挙で選ばれた住民を代表する者として、執行機関が提案する議案に対し、可否について判断する。

- ・議決権の行使

2 行政の監視および評価

行政が住民の意思を無視し、方針決定や施策の実行をしないようチェックする。

- ・議会における一般質問、提案された議案に対する質問
- ・委員会における審査、所管事務調査

3 意見や要望の聴取、政策の提言

広く地域住民から意見や要望を集め、それを市政等に反映させるため、政策を立案する。

- ・政党、会派または個人等による政治活動
- ・住民からの請願、陳情等の受付
- ・政策を立案（条例の制定や改正等）し、執行機関に提案

4 その他

- ・公益に関する事件（他の機関の事務等）について、関係省庁等に意見書を提出
- ・議会報告会の開催、先進地の視察、議会広報の発行

穴粟市議会基本条例 抜粋

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次に掲げる事項に基づき活動しなければならない。

- （1） 公平性、透明性、信頼性等を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- （2） 市長その他市の執行機関（以下「執行機関」という。）の市政運営を的確に監視すること。
- （3） 市民の多様な意見を把握して市政に反映させるため、必要な政策を自ら立案し、執行機関に提案することにより、市民とともにまちづくりに取り組むこと。
- （4） 市民にとって分かりやすい言葉を使うなど、市民の傍聴及び参加の意欲を高める議会運営に努めること。
- （5） 地方分権の進展に的確に対応するため、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を行うこと。

市長の役割（しごと）

- 1 選挙により選ばれた市の代表として、市政運営を統括する。
- 2 条例や予算等に基づく事務について、自らの判断と責任において、誠実に管理し、及び執行する。
- 3 職員の任免及び指揮監督を行うとともに、効率的で効果的な組織運営を行う。

地方自治法 抜粋

（事務管理及び執行の責任）

第百三十八条の二 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

宍粟市自治基本条例 抜粋

（市長の権限）

第10条 市長は、市民の信託を受けた市の代表として、市政運営を統轄する。

- 2 市長は、市の事務を管理し、これを執行する。
- 3 市長は、その補助機関である職員を任免し、指揮監督する。

（市長の責任）

第11条 市長は、市民の信託に応え、市の代表としてこの条例を誠実に遵守し、公正な市政運営を行わなければならない。

- 2 市長は、リーダーシップを発揮した効率的で効果的な組織運営を行わなければならない。

職員との比較(合併以降の報酬等推移)

※期末手当の欄は、期末手当と勤奨手当を合わせた年間支給月数を記載しています。(単位:月)

17年議会で議員部分のみ否決

年度	一般行政職										特別職(3役)			報酬月額(円)			全議員		
	平均年齢(歳)	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)	対前年比増減額(円)	(参考)給与勧告の実施状況		市長	副市長	教育長	期末手当	対前年比増減	議長	副議長	議員	期末手当	対前年比増減			
					月例給付率	期末勤奨支給月数											対前年比増減	議長	副議長
H17.4	41.8	340,313	402,887		▲0.36%	4.45月	860,000	700,000	650,000	4.4月	±0.05月	398,000	302,000	280,000	4.35月	—			
H17.10							940,000	760,000	685,000			462,000	382,000	357,000					
H18	42.1	343,329	431,445	28,558	—		(846,000)	(722,000)	(650,750)		—					—			
H19	42.4	338,413	420,307	▲ 11,138	▲0.35%	4.50月 (4.45月)				±0.05月 (-)	—					—			
H20	42.0	335,204	399,081	▲ 21,226	—	(4.50月)				—	(+0.05月)					—			
H21	42.8	335,234	427,981	28,900	▲0.22%	4.15月				▲0.35月	—				4.00月	▲0.35月			
H22	42.9	334,216	430,148	2,167	▲0.19%	3.95月	880,000	712,000	638,000	3.85月	▲0.20月	448,000	370,000	346,000	3.80月	▲0.20月			
H23	42.9	331,489	431,304	1,156	▲0.23%						—					—			
H24	43.1	330,745	415,841	▲ 15,463	—						—					—			
H25	43.1	330,705	411,122	▲ 4,719	—						—					—			
H26	43.1	331,558	413,896	2,774	0.27%	4.10月				4.0月	±0.15月				4.0月	±0.20月			
H27	43.5	330,623	421,931	8,035	0.36%	4.20月				4.1月	±0.10月				4.1月	±0.10月			
H28	42.9	326,515	414,204	▲ 7,727	0.17%	4.30月	880,000	712,000	638,000	4.2月	±0.10月	448,000	370,000	346,000	4.2月	±0.10月			
H29	42.7	324,286	410,659	▲ 3,545	0.15%	4.40月				4.2月	—				4.2月	—			
H30	42.0	318,264	394,693	▲ 15,966	0.16%	4.45月				4.2月	—				4.2月	—			
R01	41.4	313,717	396,549	1,856	0.09%	4.50月				4.2月	—				4.2月	—			
R02	42.0	317,128	392,318	▲ 4,231	—	4.45月				4.15月	—				4.15月	—			
R03(案)					—	4.30月					▲0.15月					—			

※H25.7月～H26.3月:職員、特別職(3役)、議員とも国の要請(東北大震災財源措置等)に伴う減額措置実施 ※H18～21年度は特別職(3役)は報酬月額の減額措置(10%独自カット)を実施

給料(報酬)月額 : (一般職員) 1.26%～5.6%減 期末(勤奨)手当 : (一般職員) 3%減

: (特別職3役) 10%減 : (特別職3役) 3%減

管理職手当月額 : 5%減

※H21.1～2月は市長はさらに30%、副市長は10%を独自カット

宍粟市特別職等の期末手当支給率の推移（宍粟市における期末・勤勉手当（ボーナス）の改定履歴）

	人事院勧告の実施状況		宍粟市（一般職）		宍粟市（特別職：三役）		宍粟市（議員）	
	年間支給月数	対前年比増減	年間支給月数	対前年比増減	年間支給月数	対前年比増減	年間支給月数	対前年比増減
平成16年	4.40月	—	4.40月	—	4.35月	—	4.35月	—
平成17年	4.45月	+0.05月	4.45月	+0.05月	4.40月	+0.05月	4.35月	(※1)
平成18年	4.45月	—	4.45月	—	4.40月	—	4.35月	—
平成19年	4.50月	+0.05月	4.45月	(※2)	4.40月	(※4)	4.35月	(※3)
平成20年	4.50月	—	4.50月	+0.05月	4.40月	—	4.35月	—
平成21年	4.15月	▲0.35月	4.15月	▲0.35月	4.05月	▲0.35月	4.00月	▲0.35月
平成22年	3.95月	▲0.20月	3.95月	▲0.20月	3.85月	▲0.20月	3.80月	▲0.20月
平成23年	3.95月	—	3.95月	—	3.85月	—	3.80月	—
平成24年	3.95月	—	3.95月	—	3.85月	—	3.80月	—
平成25年	3.95月	—	3.95月	—	3.85月	—	3.80月	—
平成26年	4.10月	+0.15月	4.10月	+0.15月	4.00月	+0.15月	4.00月	+0.20月
平成27年	4.20月	+0.10月	4.20月	+0.10月	4.10月	+0.10月	4.10月	+0.10月
平成28年	4.30月	+0.10月	4.30月	+0.10月	4.20月	+0.10月	4.20月	+0.10月
平成29年	4.40月	+0.10月	4.40月	+0.10月	4.20月	—	4.20月	—
平成30年	4.45月	+0.05月	4.45月	+0.05月	4.20月	—	4.20月	—
令和元年	4.50月	+0.05月	4.50月	+0.05月	4.20月	—	4.20月	—
令和2年	4.45月	▲0.05月	4.45月	▲0.05月	4.15月	▲0.05月	4.15月	▲0.05月
令和3年(案)	4.30月	▲0.15月	4.30月	▲0.15月				

(※1) 議会が自ら否決し改定見送り

(※2) 合併後の厳しい財政状況を受け遡及改定せず、翌年度から改定

(※3) 市長と議員で協議し、改定見送り

(※4) 市長と議員で協議し、改定見送り

特別職(三役)と議員との支給率を差をなくすため同率にするよう改定

※ 令和3年度の一般職については予定

令和3年人事院勧告の概要、給与勧告の仕組み等

令和3年 人事院勧告・報告について

令和3年8月

人 事 院

給与に関する報告・報告

➢ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ (△ 0.15月分)

月例給

公務と民間の本年4月分給与を調査し、主な給与決定要素を同じくするもの同士を比較

✓ 民間給与との較差が極めて小さい(△ 19円、0.00%)ことから、月例給の改定なし

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績と公務の年間の支給月数を比較

✓ 年間 4.45月分 → 4.30月分 期末手当の支給月数を引下げ

※ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 407,153円 年間給与 6,642,000円 (勧告前との差 月額: 増減なし 年間給与: △62,000円)

その他の取組

○ 非常勤職員へのボーナスに相当する給与の支給

- 本年7月、常勤職員の支給月数を基礎として、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給するよう指針を改正
- 早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう指導

○ テレワーク(在宅勤務)への対応

- 民間企業の動向を踏まえ、在宅勤務手当の導入企業へのヒアリングなど、引き続き研究

○ 今後の給与制度見直し

- 能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

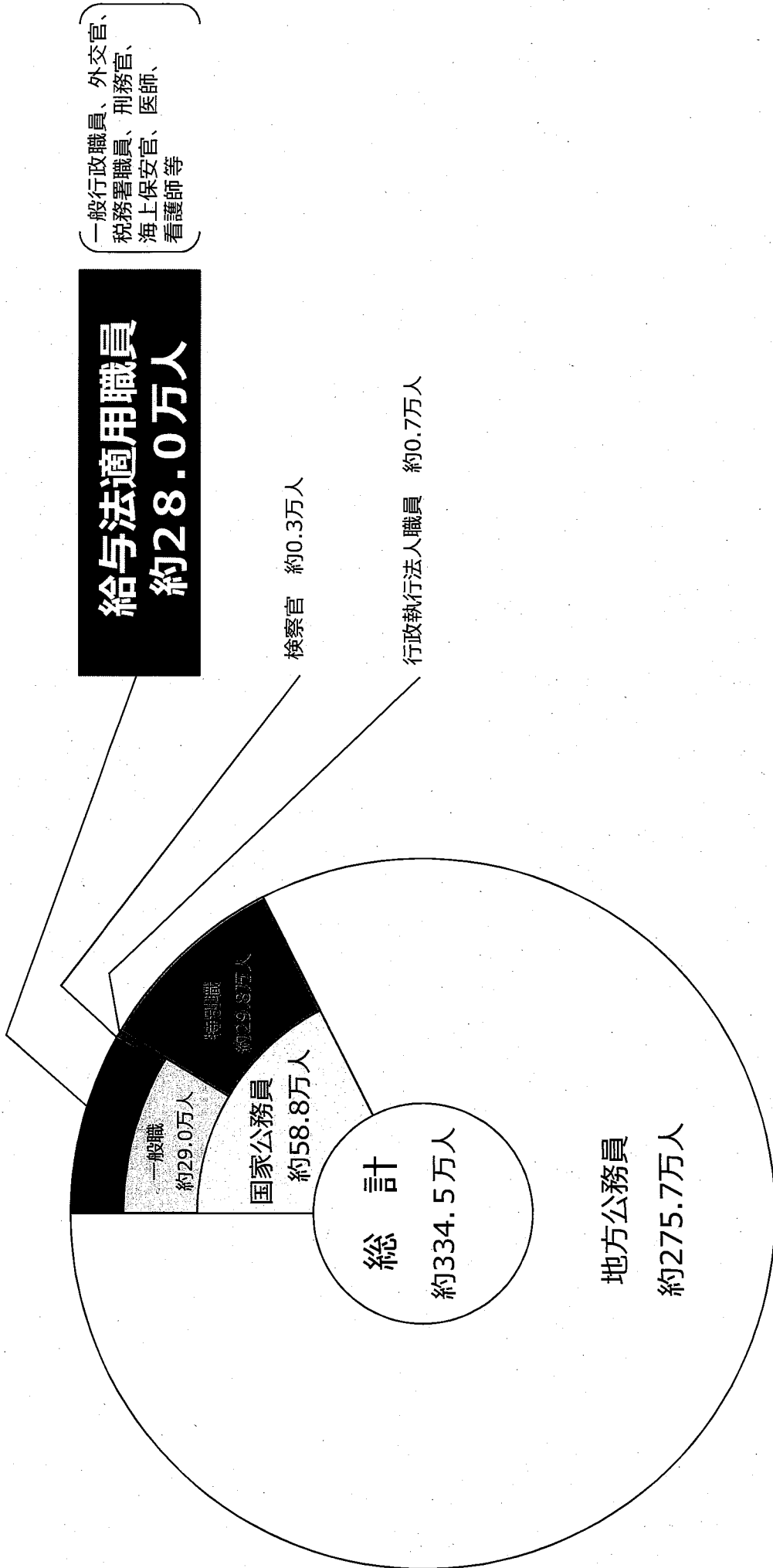
令和3年8月
人事院

目次

▶ 給与勧告の対象職員	1
▶ 給与勧告の手順	2
▶ 民間給与との比較	3
▶ 民間給与との比較方法（ラスパイレース比較）	4
▶ 民間給与との較差	5
▶ 本年の勧告のポイント	6
▶ 国家公務員モデル給与例	7
▶ 給与勧告の実施状況（行政職俸給表（一））	8

給与勧告の対象職員

公務員には、国家公務員約58.8万人と、地方公務員約275.7万人がいます。このうち、人事院の給与勧告の対象となるのは、「一般職の職員の給与に関する法律（給与法）」の適用を受ける一般職の国家公務員約28.0万人です。



(注) 1 国家公務員の数は令和3年度未予算定員等による。
2 地方公務員の数は総務省「令和2年地方公務員給与実態調査」に基づいて推計したものである。

給与勧告の手順

人事院では、国家公務員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、民間の特別給（ボーナス）の直近1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに国家公務員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることが基本に勧告を行っています。

国家公務員給与の調査

4月分給与
約25万人
〔新規採用者等を除く
全員を対象〕

各地域において有識者、
中小企業経営者等と意見交換

各府省、職員団体等
の要望・意見を聴取

国家公務員（行（一））と民間の月例給与を比較
役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を比較
（ラスパイレース方式）

4月分給与
約45万人を対象
従業員別調査

企業規模50人以上かつ
事業所規模50人以上の
事業所を調査

母集団事業所
約54,200事業所のうち、
約11,800事業所を対象

**給与改定や
諸手当の支給状況
ボーナス**
（前年8月から当年7月まで）
事業所別調査

**国家公務員の特別給の支給月数と
民間の特別給の支給割合を比較**

**情勢適応の原則
（民間準拠）**

水準の改定、俸給制度・諸手当制度の見直し

人事院勧告・報告

国会
（給与法の改正）

法案提出

内閣
〔勧告の取扱い
決定〕

民間給与の調査

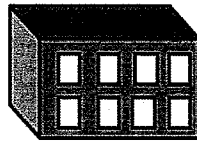
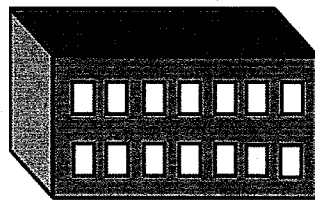
民間給与との比較

調査対象

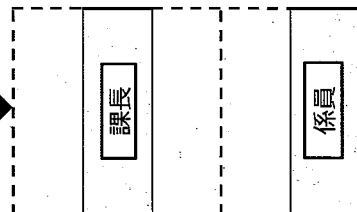
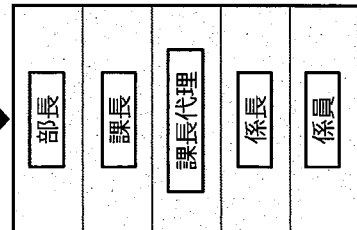
- 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、課長・係長等の役職段階があることから、同種・同等の者同士による比較が可能
- 現行の調査対象であれば、精緻な調査が可能

企業規模50人未満

企業規模50人以上



(役職段階の例)



民営事業所全体の
正社員数の6割を
超える人数をカバー



※ 平成28年経済センサス・活動調査
(総務省・経済産業省)を基に
人事院において集計

比較方法

- 民間給与との比較は、主な給与決定要素を同じくする者同士で比較する必要
- ※ 国家公務員の人員数のウエイトを用いたラスパイレス比較

＜主な給与決定要素＞

役職段階

勤務地域

(部長、課長、係長、係員等)

(地域手当1級地(東京23区)
～7級地、地域手当非支給地)

年齢

学歴

※ 詳細は「民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)」を参照

(参考) 国家公務員の内定者が内定を得た民間企業の規模

企業規模50～99人 4.2%

企業規模1,000人以上

62.7%

企業規模100～999人

31.2%

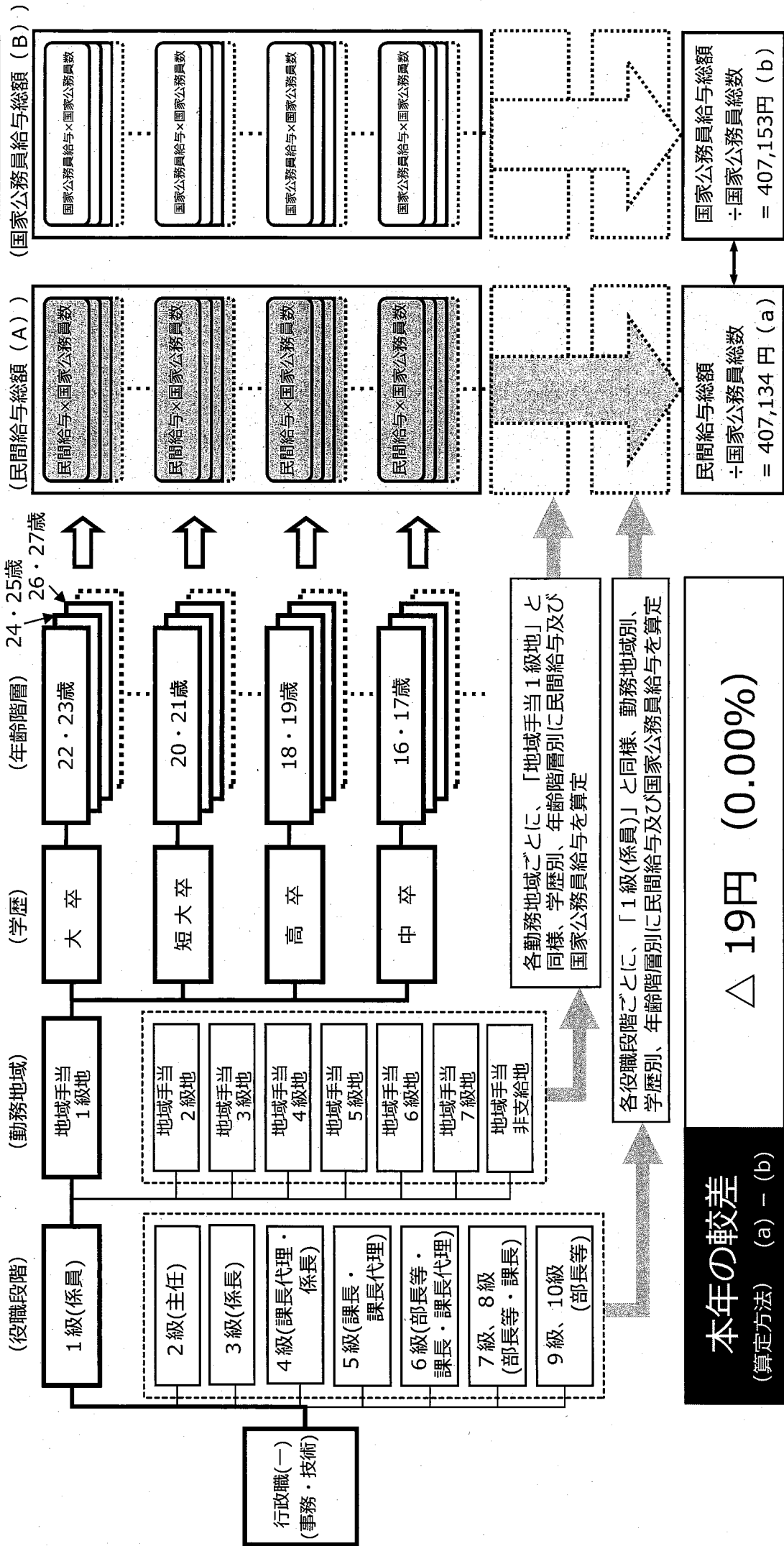
企業規模50人未満 1.9%

※ 平成27年度の総合職試験及び一般職試験(大卒)の内定者を対象[人事院調査]

民間給与との比較方法（ラスパイレース比較）

月例給の民間給与との比較（ラスパイレース比較）においては、個々の国家公務員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（A）が、現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

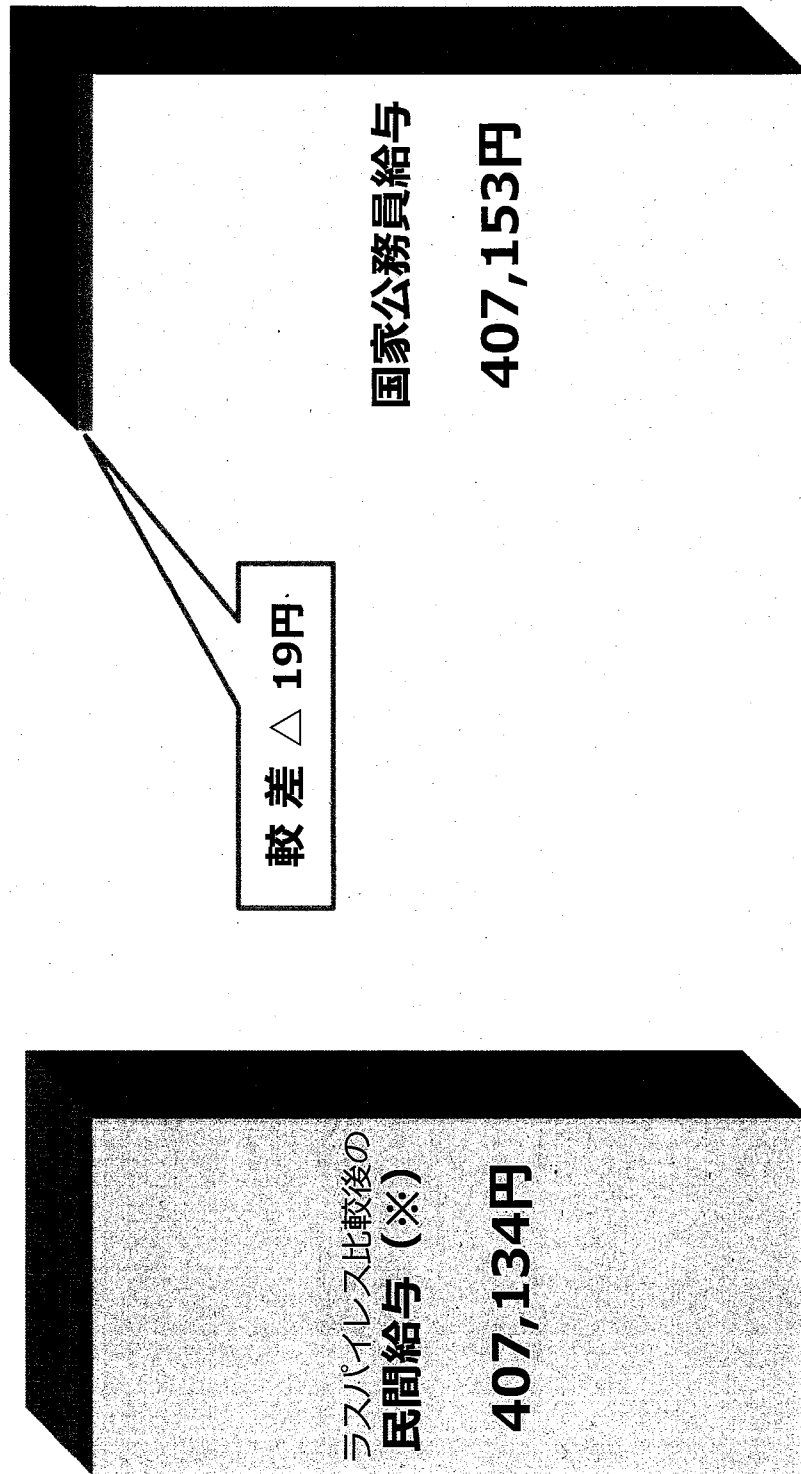
具体的には、以下のとおり、役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層別の国家公務員の平均給与（注1）と、これと条件を同じくする民間の平均給与（注2）のそれぞれに国家公務員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注1) 令和3年国家公務員給与等実態調査の結果を基に算出
 (注2) 令和3年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

民間給与との較差

本年の民間給与との較差は△19円（0.00%）と極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わないこととしました。



※ 民間給与の単純平均ではなく、ラスパイレス比較（P4参照）により算出した民間給与額。

～国家公務員の人員構成（役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層）と同じ人員構成の民間企業であればいくらの給与が支払われるかを算出したもの～

本年の勧告のポイント

月例給は改定なし、ボーナスを引下げ（△0.15月分）

1 月例給

- ・ 民間給与との較差 △19円 (0.00%)
- ・ 民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定なし

2 期末手当・勤勉手当

(法律の公布日から実施)

- ・ 民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き下げ、4.30月に改定（現行4.45月）
- ・ 民間の支給状況を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

※ 勧告後の平均給与（行政職俸給表(一)）月額 407,153円 年間給与 6,642,000円（勧告前との差 月額：増減なし 年間給与：△62,000円）

その他の取組

○ 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

○ テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

国家公務員モデル給与例

職務段階	年齢	勧告前		勧告後		年間給与額の差
		月額	年間給与	月額	年間給与	
係員	18歳 (一般職試験(高卒)初任給)	150,600	2,468,000	150,600	2,446,000	△ 22,000
	22歳 (一般職試験(大卒)初任給)	182,200	2,986,000	182,200	2,959,000	△ 27,000
	25歳	193,900	3,178,000	193,900	3,149,000	△ 29,000
	30歳	228,100	3,739,000	228,100	3,704,000	△ 35,000
	35歳	273,600	4,544,000	273,600	4,501,000	△ 43,000
係長	40歳	299,000	4,966,000	299,000	4,919,000	△ 47,000
	50歳	413,200	6,730,000	413,200	6,670,000	△ 60,000
地方機関課長		435,320	7,224,000	435,320	7,155,000	△ 69,000
本府省課長補佐	35歳	749,400	12,659,000	749,400	12,534,000	△ 125,000
本府省課長	50歳	1,074,000	17,804,000	1,074,000	17,653,000	△ 151,000
本府省局長	-	1,410,000	23,374,000	1,410,000	23,175,000	△ 199,000
事務次官	-					

(注) モデル給与例の月額及び年間給与は、俸給(行政職(一)及び指定職)、地域手当、俸給の特別調整額及び本府省業務調整手当を基礎に算出

- 地方機関課長：俸給の特別調整額(46,300円)
- 本府省課長補佐：地域手当(20%)及び本府省業務調整手当(39,200円)
- 本府省課長：地域手当(20%)及び俸給の特別調整額(130,300円)
- 本府省局長・事務次官：地域手当(20%)

給与勧告の実施状況（行政職俸給表（一））

	月例給		特別給（ボーナス）		行政職（一）職員の 平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率	
平成23年	△ 0.23%	3.95月	-	△ 1.5万円	△ 0.2%	
平成24年	-	3.95月	-	-	-	
平成25年	-	3.95月	-	-	-	
平成26年	0.27%	4.10月	0.15月	7.9万円	1.2%	
平成27年	0.36%	4.20月	0.10月	5.9万円	0.9%	
平成28年	0.17%	4.30月	0.10月	5.1万円	0.8%	
平成29年	0.15%	4.40月	0.10月	5.1万円	0.8%	
平成30年	0.16%	4.45月	0.05月	3.1万円	0.5%	
令和元年	0.09%	4.50月	0.05月	2.7万円	0.4%	
令和2年	-	4.45月	△ 0.05月	△ 2.1万円	△ 0.3%	
令和3年	-	4.30月	△ 0.15月	△ 6.2万円	△ 0.9%	

過去の特別職報酬等審議会の審議結果等

※ 平成23年度及び平成25年度は、未開催

項目	平成17年度	平成19年度	平成21年度	平成27年度	平成29年度	平成30年度
諮問内容	市長 860千円 → 900千円 市助 700千円 → 730千円 教育長 650千円 → 650千円 議長 398千円 → 475千円 副議長 302千円 → 400千円 議員 280千円 → 357千円	白紙諮問（現行の報酬が適切かどうか）	白紙諮問（現行の報酬が適切かどうか）	白紙諮問（現行の報酬が適切かどうか）	白紙諮問（現行の報酬等が適切かどうか）	白紙諮問（現行の期末手当が適切かどうか等）
諮問の趣旨	H17年度の改定から2年が経過したことを受け、現行の報酬等の額が適切かどうかを諮問	H17年度の改定後4年が経過し、県内における人口規模、標準財政規模の類似団体並びに合併市における報酬等の変動により、現行の報酬等の額が適切かどうかを諮問	H17年度と同様に、県内における人口規模、標準財政規模の類似団体並びに合併市の平均との差を考慮した額とする。	H21年度の改定後6年が経過し、近隣団体の状況や消費者物価等の社会情勢、市の財政状況等を勘案し、現行の報酬等の額が適切かどうかを諮問	H27年度の開催から2年が経過し、その間の各種情勢・指標の変化を考慮する中で、現行の報酬等の額が適正か否か、また期末手当について職員と同様（人事院勧告に準じる）に改定することについて諮問	期末手当の支給割合を職員と同様（人事院勧告に準じ）に改定することの是非及び人事院勧告による改定が示された場合の支給率改定に関する考え方について諮問 ※ 報酬については諮問しない。
答申内容	特別職 5%の引下げ 議会議員 5%の引下げ	特別職 概ね6%の引下げ 議会議員 概ね3%の引下げ	特別職 据え置き 議会議員 据え置き	特別職 据え置き 議会議員 据え置き	特別職 据え置き 議会議員 据え置き	特別職 据え置き 議会議員 据え置き
答申の趣旨	特別職は職務に應じた給与水準が保持されなければならないが、厳しい財政状況を考慮し、職員の給与水準が平均4.8%引下げられている状況から、特別職においても同様に引下げを行う必要がある。	特別職は職務に應じた給与水準が保持されなければならないが、厳しい財政状況を考慮し、職員の給与水準が平均4.8%引下げられている状況から、特別職においても同様に引下げを行う必要がある。	県内における各種指標の類似団体（人口規模、標準財政規模、合併市等）との比較において、概ね当時の状況に相応した状態にある。職員の重さや改革に取り組み地域経済の状況等を踏まえると据え置くことが適当である。	県内における各種指標の類似団体（人口規模、標準財政規模、合併市等）との比較において、概ね当時の状況に相応した状態にある。職員の重さや改革に取り組み地域経済の状況等を踏まえると据え置くことが適当である。	県内における各種指標の類似団体（人口規模、標準財政規模、合併市等）との比較において、概ね当時の状況に相応した状態にある。職員の重さや改革に取り組み地域経済の状況等を踏まえると据え置くことが適当である。	当市の財政状況が著しく好転したとはいえないことや、地域の経済状況などを踏まえ総合的に判断し、現行の期末手当支給割合を据え置くことが適当である。
意見要望等	今後の経済状況や市の人口動態の変動に対応する必要がある。2年ごとに見直しをすることが望ましい。	社会経済情勢等の変化や市の財政状況を踏まえ、報酬額等の客観的な要素が生じた場合は、速やかに審議会への諮問を行うこと。 報酬等の額は、職務職責に應じた適正な額とする必要がある。	社会的に特等可能な行政運営を行うため、市長等の常勤の特別職並びに議員の重要な役割を認識され、山積する市民の要望にこたえるべく一層の効率的・効果的な行政運営に努めること。 市民の期待を損なわないようしつかりと職務を果たされ、また、若い世代が希望をもてる取組を期待する。	将来的に特等可能な行政運営を行うため、市長等の常勤の特別職並びに議員の重要な役割を認識され、山積する市民の要望にこたえるべく一層の効率的・効果的な行政運営に努めること。 市民の期待を損なわないようしつかりと職務を果たされ、また、若い世代が希望をもてる取組を期待する。	現行の報酬は今までの議論の結晶として定められていることを尊重し、この2年間に財政状況が大幅に改善されていないか、議員の活動が目に見えない。難しいと思うが推し量る指標が必要ではないか、地域で経済が循環する仕組み、それにより市の財政状況が改善されるような取組を熟望する。	【支給率改定に関する考え方】 ・一般職員に関する人事院勧告とおりの改定は行わない。 ・人事院勧告による期末手当支給割合の改定がなされた場合は、審議会を開催すべき。 ・審議会の開催予定のない年度であった場合も、社会情勢等に大きな変化があるときは、審議会を開催すべき。 ・画一的に、毎年開催する必要はない。
審議回数	4回	3回	4回	3回	3回	1回
改定状況	9月議会にて改正条例の議決（H17年10月実施）	3月議会にて改正条例は否決（未実施）	3月議会にて改正条例の議決（H22年度実施）	据え置きのため、条例改正なし。	据え置きのため、条例改正なし。	据え置きのため、条例改正なし。

項目	令和元年度	令和2年度
諮問内容	白紙諮問（現行の報酬等が適切かどうか）	白紙諮問（現行の期末手当が適切かどうか等）
諮問の趣旨	H29年度及びH30年度（H30年度は期末手当支給割合のみの諮問）の規模・標準財政規模・合併市等の関係・環境の変化を考慮する中で、現行の報酬等の額・期末手当支給割合が適正かどうかについて諮問	R2人事院勧告において、期末手当支給割合を0.05月引き下げの改定が行われたことをうけ、それに準じ改定することの是非について諮問 ※ 報酬については諮問しない。
答申内容	特別職 報酬・期末手当とも据え置き 議会議員 報酬・期末手当とも据え置き	特別職 期末手当0.05月引下げ 議会議員 期末手当0.05月引下げ
答申の趣旨	県内における各種指標の類似団体（人口規模、標準財政規模、合併市等）と比較しても、概ね当市の状況に相応した水準にある。 人勤は6年連続の引き上げがなされ、一般職はプラスになっているが、当市の財政状況や一層しく改善したとまではいえず、また、地域経済の状況や市民感情（消費税引き上げ等）の面からも報酬等を引き上げるべきはとはいえない。	当市の財政状況が好転したとはいえず現状維持といえる状況であること並びに新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市民感情及び新型コロナウイルス感染症が経済に与えた影響を踏まえた人事院勧告がなされたこと等を総合的に判断し、引き下げる。
意見要望等	・類似団体との比較及び経済状況を勘案すると、本来は、報酬等の額を引き上げるべき状況であるかと思う。 ・議員の議会活動については資料等で確認できるが、それ以外の活動については推し量る指標等がなく、判断が難しい。議会活動以外の活動状況が見えにくいいため、積極的に情報を発信し、議員活動の見える化に努められた。 ・生活給でないとはいえ、副業を持たない場合	・人事院勧告が、一定、社会情勢や経済状況を勘したうえでマイナズ勧告をされているのあれば、それに準じないといえるだけの状況（ワラスの要素）が空襲市にあったといえるのか。 ・雇用創生協議会の問題を受け、どういった形での責任を取るのか。市長の責務や役割を考えたとき、市民から選ばれた地域の代表として、市販運営を担う立場として、責任を明確にしてほしい。
審議回数	3回	1回
改定状況	据え置きのため、条例改正なし。	12月議会にて改正条例の議決（R2年度実施）

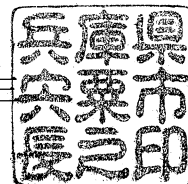


宍企総第509号

平成29年11月20日

宍粟市特別職報酬等審議会会長 様

宍粟市長 福元晶三



宍粟市特別職報酬等の額について（諮問）

宍粟市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会議員の議員報酬の額等について、貴審議会の意見を求めます。

記

◆現行の特別職の報酬等

市長、副市長及び教育長の給料額（月額）及び期末手当支給割合	市長	880,000円	6月：2.05か月
	副市長	712,000円	
	教育長	638,000円	12月：2.15か月
市議会議員の報酬額（月額）及び期末手当支給割合	議長	448,000円	6月：2.05か月
	副議長	370,000円	
	議員	346,000円	12月：2.15か月

◆諮問の趣旨

特別職報酬等審議会は、市長が特別職の給料及び議会議員の報酬条例を市議会に提出する場合に、審議会の意見を聴くこととなっており、直近におきましては、平成27年度に現行の額を据え置くことが適当であるとの答申を受けております。

今回の審議会では、それ以降の社会経済情勢の変化、民間企業の状況など行政を取り巻く環境の変化を考慮するなかで、現行の市長、副市長及び教育長の給料並びに市議会議員の報酬金額が適正か否か、また市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当について、職員と同様（人事院勧告に準じ）に改定することの是非につきまして、ご審議いただき、ご意見をいただきますようお願いいたします。

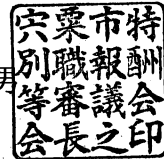


平成 29 年 12 月 13 日

宍粟市長 福元 晶三 様

宍粟市特別職報酬等審議会

会長 小林 國男



宍粟市特別職報酬等の額について（答申）

平成29年11月20日付宍企総第509号にて審議会に対し諮問された市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会議員の報酬の額について、審議の結果、以下のとおり答申します。

答 申

市長、副市長及び教育長の給料額並びに議会議員の報酬額等については、現行どおり据え置くことが適当である。

市長、副市長及び教育長の給料額（月額）及び期末手当支給割合	市 長	880,000円	4.20か月
	副市長	712,000円	
	教育長	638,000円	
議会議員の報酬額（月額）及び期末手当支給割合	議 長	448,000円	4.20か月
	副議長	370,000円	
	議 員	346,000円	

審議経過等

1. はじめに

平成29年11月20日に市長から本審議会に対し、宍粟市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、「宍粟市特別職報酬等の額」について諮問書が提出された。

諮問の内容は、平成27年度の開催から2年が経過し、この間の社会経済情勢の変化、民間企業の状況など行政を取り巻く環境の変化を考慮するなかで、現行の市長、副市長及び教育長の給料並びに議会議員の報酬金額が適正か否か、また市長、副市長及び教育長並びに議会議員の期末手当について、職員と同様、人事院勧告に準じ改定することの是非について、本審議会へ意見を求められたものである。

2. 審議経過

本審議会においては、当市を取り巻く諸事情を踏まえ、兵庫県下各市の報酬等の状況、職員のこの2年間の給与の改定状況などを参考に、さらには市内の経済状況や市民感情等さまざまな角度から、各委員がそれぞれ市民各層の代表として、公平・公正な姿勢を念頭に置きながら慎重に審議を行った。

【審議会の開催状況】

回数	開催日	内容
第1回	平成29年11月20日（月）	辞令交付、会長等選出、諮問、資料説明、質疑応答
第2回	平成29年11月29日（水）	追加資料説明、質疑応答、方向性の審議・検討
第3回	平成29年12月6日（水）	答申案の審議・検討

【検討資料】

- ①特別職及び議会議員の報酬等に係る答申及び条例改正の経緯
- ②過去の特別職報酬等審議会の審議結果等
- ③県内他市の給料、報酬、期末手当（月額ベース、年額ベース）
- ④県内他市のうち、人口、財政状況、面積等が類似する団体との比較
- ⑤職員との比較
- ⑥人事院勧告の手順
- ⑦給与勧告の実施状況経緯
- ⑧平成29年国家公務員給与法一部改正法律案概要
- ⑨議会議員の本会議、委員会等の開催状況

3. 市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当について

市長、副市長及び教育長の給料額は、平成22年度以降据え置きとなっているが、あらためて県内の人口、財政状況、面積等が類似する市、更には合併市と比較しても、概ね当市の状況に相応した水準の給料及び期末手当であると考えられる。

地方分権・地域創生が推進され、これまで以上に特別職の果たすべき職務内容や職責は大きくなっている。市の行政機関における最高責任者としての極めて高度な判断と強い統率力が要求され、その給料は責任ある重要な職責にふさわしいものでなければならない。しかし、当市の厳しい財政状況や地域の経済状況等を踏まえ総合的に判断し、全会一致で、現行の額を据え置くことが適当であるとの結論に至った。

また、期末手当についても、給料と一体のものとして捉え、現行の支給率を据え置くことが適当であると判断した。

4. 議会議員の報酬及び期末手当について

議会議員の報酬についても、市長等と同様に平成22年度以降据え置

きとなっているが、あらためて県内の人口、財政状況、面積等が類似する市、更には合併市と比較しても、概ね当市の状況に相応した水準の報酬及び期末手当であると考えられる。

平成28年12月の第72回宍粟市議会において議員定数を2人削減し、16人とする条例が可決され、また、平成29年3月には議会基本条例の趣旨に基づき政策研究会を設置するなど、積極的な活動に取り組まれていることは理解する。しかし、依然として厳しい当市の財政状況や地域の経済状況等を踏まえ総合的に判断し、全会一致で、現行の額を据え置くことが適当であるとの結論に至った。

また、期末手当についても、特別職と同様の措置を求める。

5. おわりに

当市においては、人口減少、少子高齢化及び過疎化の進行が深刻な課題となっており、財政面においては、少子高齢化に伴う人口構造の変化や合併特例債の段階的削減等により、歳入の減少が予想される場所である。

今後は、このような厳しい社会状況を的確に受け止めながら、当市が理念として掲げる「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現に向け、市長等の特別職が強いリーダーシップを発揮し、スピード感をもって、人口減少対策や地域経済の発展など、様々な課題に対処することを大いに期待する。

また、議会の議員は、市民代表として行政に対するチェック機能だけでなく、行政側から提案された予算や条例を議決する議決権を有しており、行政需要の多様化、複雑化に対応するため、その職責の遂行にあたっては、高い見識と専門的知識が従来以上に要求されている。広く住民の意見や要望の把握に努めるとともに、その議員活動について、積極的に市民へ情報を発信するなど「議員活動の見える化」について、更に推進されることを期待する。

当市が将来に向かって持続可能なまちづくりを進めていくため、市長等の特別職及び議会議員各位が、それぞれの職務と職責の重要性を改めて認識され、山積する課題や市民の要望に応えるべく、行政経営の観点から真に優先すべき事業を取捨選択し、より一層の効率的・効果的な行財政運営に努めるとともに、市民の信頼と期待に応えられるよう切望する。

6. 付記事項

審議会における議論の中で、次のとおり、意見・要望があったことを付言する。

【意見】

- ・特別職については、その職責や勤務日数から考えると、現行の給料は低いのではないか。
- ・特別職の出勤が多くて大変であることは承知しているが、その出勤日全てを給料の対象として考える必要はないのではないか。
- ・議員定数は、地方自治法の改正前の基準（26人）からすると少ないようであるが、報酬検討の材料として考慮する必要はないか。
- ・特別職等のボーナスについて、民間の感覚によるボーナスと違うことは分かっているが、多いかと思う。
- ・年金を受給されている年齢の方で、年金と議員報酬の両方を受給されているのであれば、今の報酬は少し高いと思う。
- ・現行の給料及び報酬は、前回までの当審議会の議論の結晶として定められていることを尊重し、この2年間で当市の財政状況が大幅に改善されていないのであれば、今までの議論を根拠に報酬額等を据え置くべきではないか。

- ・「自治会長は議員と同じような（陳情や要望書など）活動をしているがボランティアに等しい報酬でやっている。」といった声をよく聞く。
- ・議員の活動が目に見えない、仕事の内容がわからないといった声をよく聞く。
- ・議員の活動を推し量る客観的な資料がない。
- ・給料や報酬の現行水準の妥当性を、客観的に根拠をもって説明することは難しい。

【要望】

- ・京阪神等行き的高速バス等、公共交通の利便性が向上しているのはよいことだが、地元（市内）で経済が循環する仕組みを考えていただきたい。多くの市民が地元（市内）で消費し、それにより企業が成長し、雇用が生まれることで、当市の地域経済が活性化し、ひいては市の財政状況が改善できるような取組みを熱望する。
- ・議員報酬の審議の際、議員の活動内容について評価する必要があるが第三者機関が数値で評価するような指標ができればと思う。行政の質を数値化するのは難しいと思うが、少なくとも、議員がどれくらいの時間を割いて業務を行っているのか等の資料が必要と考えられる。
- ・4月に選挙が実施され、市長・議員ともに、それぞれ新たな任期で職務に励まれている。前回の答申では“その働きに大いに期待して”との言葉を添えて据え置きとしていたが、今回の答申では“その積極的な働きに益々の大きな期待を込めて”据え置きとしたい。

【宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿】

氏名	団体等	備考
小林 國男	宍粟市連合自治会 副会長	会長
本條 昇	宍粟市商工会 地区代表理事	職務代理者
下川 秀美	宍粟市消費者協会 会長	
山木 康子	J Aハリマ 理事	
松本 則夫	公募委員	

会 議 録

会 議 の 名 称	宍粟市特別職報酬等審議会（第1回）	
開 催 日 時	平成29年11月20日（月） 18時55分から20時20分まで	
開 催 場 所	宍粟市役所 3階 庁議室	
議長（委員長・会長） 氏 名	会長 小林國男	
委 員 氏 名	（出席者） 本條昇委員、下川秀美委員 山木康子委員、松本則夫委員	（欠席者） なし
事 務 局 氏 名	企画総務部 坂根部長、平瀬次長 企画総務部総務課 安井課長、岩本係長	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	<p>（議題及び決定事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長に小林委員、職務代理者に本條委員を選出。 ・本審議会は、公開の会議とすることを決定。 ・資料の説明を行い、それぞれ意見をいただく。 ・次回の日程、場所については、次のとおり 11月29日（水）19時～ 市役所3階庁議室 ・次回の資料として、次のものを準備 議会議員の勤務日数や時間がわかる資料 平成19年度の答申に基づき上程した議案が否決された理由 議員報酬と年金受給との関連が分かる資料 面積による指標 	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
	1. 委嘱書の交付 2. 副市長あいさつ 3. 委員の紹介（事務局職員の紹介も）
部長	4. 会長及び職務代理者の選出 それでは、次第4の会長及び職務代理者の選出についてですが、資料3ページの「宍粟市特別職報酬等審議会条例」第4条第2項に、会長は互選によるとあり、また第3項に、会長の指定する委員を職務代理者とするのとあります。互選ということですので、委員の皆様から意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。
小林委員	初めてのことでわからないので事務局一任としたい。
部長	事務局一任の声をいただきましたが、その方向でよろしいでしょうか。
委員一同	(了承)
部長	それでは、例年、連合自治会から出席いただいている委員さんに会長に就任いただいております、今回もできれば連合自治会から出席の小林委員にお願いできればと思いますがいかがでしょうか。
委員一同	(異議なし)
部長	職務代理者につきましては会長の指定する委員とありますが、お話があったとおり、初めてのことでありますので、前回もこの審議会の委員としてお世話になった本條委員さんをお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。
委員一同	(異議なし)
部長	それでは会長に小林委員、職務代理者に本條委員にお世話になりたいと思いますのでよろしくお願いします。 (会長に小林委員を選出、会長席へ移動)
部長	それでは、会長・職務代理より一言ご挨拶をお願いします。
小林会長	会議にはたびたび出席させていただいているが、こういった会議は初めてです。皆様のご協力を得まして十分に議論していきたいと思っております。よろしくお願いします。
本條委員	皆さんと協力してよい結果が得ますようよろしくお願いいたします。
部長	5. 諮問及び趣旨説明 それでは、次第5の諮問及び趣旨説明について、副市長から会長へ諮問書を渡させていただきます。
副市長	(諮問書の朗読、提出)
部長	ありがとうございます。それでは、ここで副市長は退席させていただきます。 (副市長退席)
部長	ここからの進行につきましては、会長のほうでお願いします。

[Redacted]	<p>それでは、続きまして、本審議会の公開・非公開について、お諮りします。「宍粟市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」第6条の規定により、本審議会は、原則として公開するものとありますが、会議を公開することにより、率直な意見の交換や、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、会議の全部または一部を非公開とすることができます。事務局の方で、補則説明がありましたら、お願いします。</p>
事務局	<p>公開するのであれば、会議の日程をホームページでお知らせしたり、会議録について委員さんの氏名を伏せた形で公開させていただくこととなります。</p> <p>前回の平成27年度については、公開ということで、ホームページで事前に日程等をお知らせさせていただきましたが、今回の会議について、どなたかが出席されることで意見が出しにくいなどがありましたら非公開としていただければと思います。</p>
[Redacted]	<p>事務局のほうから補足いただきましたが、公開する方向で決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p> <p>では公開ということでよろしくをお願いします。</p>
[Redacted]	<p>6. 資料の説明及び質疑</p>
事務局	<p>引き続き、6の資料の説明及び質疑について、事務局からお願いします。</p> <p>(資料3～6ページの説明)</p>
[Redacted]	<p>質問等あればお願いします。</p> <p>平成23年度と25年度の開催されなかった理由と誰が判断したのか、また今回は開催にいたった判断の理由について説明願いたい。</p>
事務局	<p>平成23年度と25年度については、近隣市町への各種調査を行ったり、社会情勢等様々な状況を加味したうえで、部内で協議を行い、最終的に市長の承認をいただき開催を見送った。</p> <p>今回も同様に調査等を行っているが、基本的なスタンスとしては、2年に1度、開催するとしているため開催させていただいた。</p>
事務局	<p>(資料7～8ページの説明)</p> <p>質問等あればお願いします。</p>
[Redacted]	<p>議員の報酬は平均から見ると下回っているようだが、最近話題の政務活動費は使いづらくなっている社会状況である。報酬はマイナス気味で、政務活動費も使いづらいとなると、ある程度、報酬には余裕があったほうがよいのではないか。</p>
事務局	<p>宍粟市の政務活動費は、月15,000円・年180,000円が支給されており、執行率は50.9%、約半分は使われていない状況である。</p>
[Redacted]	<p>議員の出席日数はどれくらいなのか。</p>
事務局	<p>議員の会議回数は159回、特別職の勤務日数については市長が343日、副市長が294日、教育長が313日となっている。</p>

[Redacted]	<p>特別職が大変なのはよくわかっているが、議員は報酬をもらい過ぎではないか。役場の職員よりも出席日数が少なく、若い職員よりははるかに報酬をもらっている。</p>
[Redacted]	<p>平成 20 年（19 年度）の条例改正を否決されているようだが、理由は何か。</p>
事務局	<p>減額となる条例改正を提案したが否決されている。理由は減額の部分でなかったように記憶しているが、否決の経過について確認する。</p>
[Redacted]	<p>特別職が忙しいのは分かっているが、出勤した日を全部給料の対象として考えるのはどうかと思う。私たちもボランティアで会議やイベントに出席することが多々ある。2 年前の会議で本条委員がおっしゃった「この市はボランティアで支えられている」との言葉が印象に残っている。</p>
[Redacted]	<p>特別職には自治会行事等たくさん出席してもらっているが、もちろん昼の業務後、ボランティアで出てくれていると思っている。</p>
事務局	<p>（資料 9～10 ページの説明）</p>
[Redacted]	<p>質問等あればお願いします。</p>
[Redacted]	<p>9 ページの平成 29 年度の月例給勧告率案については、人事院勧告に基づいたものかと思われるが、0.17%とされているが、0.15%ではないか。</p>
事務局	<p>宍粟市の職員給料については、合併以降、人事院勧告に準じて定めている。ご指摘のとおり 0.15%である。修正願いたい。</p>
事務局	<p>（ここで本日配布の追加資料の説明）</p>
[Redacted]	<p>質問等あればお願いします。</p>
[Redacted]	<p>議長、副議長、議員の報酬の差は、責任の差もあるかと思うが、業務の質・量の差もあるという認識でよいか。</p>
事務局	<p>議長はほぼ毎日（市役所で）勤務されており、議会関係の決裁等を行われている。公務としての勤務日数は、他の議員と比べて多い。</p>
[Redacted]	<p>（ある講演で聞いた話で）宍粟市の個人年間消費の 1%にあたる 2 万を市内で使うだけで、7 億円以上の経済効果があり、また、これが、新たな雇用にもつながると聞いた。最近では三宮直行の高速バスやそれに伴う駐車場の整備などいろいろと便利になっているのはいいことだが、京阪神に買い物に行く方が増えた。市内の八百屋等も無くなり、A コープも三方や波賀が無くなる予定。議員さんだけの話ではないのだが、たくさん払っている給料・報酬等を是非宍粟市内で使って欲しいし、その方策を考えていただきたい。</p>
[Redacted]	<p>議員は、年金と報酬を両方受給されているのか。もし、両方受給されているのであれば、生活があることは理解できるが、少し報酬は高いと思う。</p>
事務局	<p>年金は一定の収入があれば支給停止となる。実際に議員個人が年金をどれだけ受給されているかは把握できていない。一般論として、収入がどれくらいまでなら受給できるのか等はわかるので次回までに確認する。</p>
[Redacted]	<p>「サラリーマン議員が増えた。議員になって生計を立てている。例えば報酬が低くても議員としてやっていただけないのか。生活のために議員になっているのか。」こういった声を聞くことがある。別の市の話だが、一度も議会で質問を</p>

	<p>しないで議員としてやっていけているような話も聞く。住民は議員のことに関心が高い。</p>
<p>■■■■</p>	<p>会合の中でも、議員の働きが目に見えない・仕事の内容が見えないといった声を聞く。</p>
<p>■■■■</p>	<p>議員のほうから議会を見にきて欲しいとの話も聞く。一生懸命されている議員がいることは知っている。歩合制等も検討できないのか。</p>
<p>■■■■</p>	<p>平成27年度の会議でそういった意見も出したが、報酬が低すぎると議員のなり手がなくなるのではとの意見もあった。</p>
<p>■■■■</p>	<p>議員の数は少ないように思うが、検討の材料として考慮する必要はないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>合併時に26名であったが、現在は16名。この数字が妥当か否かは申し上げにくいですが、法定数からすると10名減らされている。</p>
	<p>((注)平成23年に法律改正があり、人口による議員定数の上限は廃止されている。廃止前の基準でいくと、宍粟市は26名が上限。)</p>
<p>■■■■</p>	<p>どの市町村も基準よりも減少されていることが多い。この10人減らされていることについて妥当か否かの判断についても我々市民が行っていくしかない。</p>
<p>■■■■</p>	<p>水準の妥当性を客観的に根拠を持って説明することは難しい。主観的に高い低い意見はいくらでもあるが、総合的に判断するよりほかないのではないか。</p>
<p>■■■■</p>	<p>総合的に判断するしかないと思うが、その基準が難しい。</p>
	<p>仕事の価値がわからない。時間がどれくらいかかっているのか。第三者機関が数値で評価するようなものがあれば分かるのだが。ただ行政の質を数値化するのは難しい。しかし何も指標がないのも問題。監査委員がいるかと思うが、少なくとも議員がどれくらいの時間を割いて業務を行っているのか等の資料があったほうが良いと思う。</p>
	<p>議会だよりを読んでいても、たくさん書いている議員、そうでない議員とある。たくさん書いてあるからといって時間をたくさん使っているとは限らない。</p>
<p>事務局</p>	<p>議会の申し合わせで、質問自体の時間は決まっている。</p>
	<p>一般質問はしそチャンネル等でも放送しているので機会があれば確認いただきたい。</p>
<p>■■■■</p>	<p>参考までに他市町の直近の動向等(給料・報酬の引上げ・引下げ)は把握されているか。</p>
<p>事務局</p>	<p>担当者会で確認したところ、期末手当については、ほとんどの市で特別職及び議員の両方について、職員と同様に引き上げられる予定。審議会の開催については、期間に開きがある。昨年開催したところもあれば、長期間開催されていない場合もある。</p>
	<p>なお期末手当については、先週国会に法案が提出されたこともあり、12月議会の追加提案として議会に上程される市が多い。</p>
	<p>景気はよくなっているのだろうか。</p>
<p>■■■■</p>	<p>日銀短観(全国企業短期経済観測調査)ではかなり好況感が出ている。我々市民の感覚としてはよくなっているとは思えない。</p>

[REDACTED]	<p>商売人の感覚によるボーナスと、特別職のボーナスが違うことは分かっているが、多いかと思う。</p>
[REDACTED]	<p>市の特別職の給料については高くないと思う。どちらかといえば上げてもいいのではないかと思う。議員の報酬は上げなくてよいのではないか。</p>
[REDACTED]	<p>期末手当は夏・冬とも0.1か月上がるということか。</p>
事務局	<p>年間で0.1か月の上げ幅となる。(今回は12月に0.1か月の上げ幅となるが、来年度においては6月と12月に均等に0.05か月ずつ振り分けることになる。)</p>
事務局	<p>客観的な数値は出しづらい(把握しづらい)。これまでの経過としては、他市との比較であったり、人事院勧告をどうするかといったことをベースに議論いただいている。</p>
[REDACTED]	<p>今回類似団体との比較を詳細にされているが、面積については考慮しなくてもよいのか。そういった面積に絡んだ指標はないか。</p>
事務局	<p>面積を議員の数で割る等、そういった指標自体はすぐに作れる。ただその数値にどういった意味を持たせるかは、町の態様(山林の多い街、商業地の多い街)も多々あるため難しい。</p>
[REDACTED]	<p>今後の流れとしては、給料・報酬額が妥当か否か、報酬にここ2年間の人事院勧告の率をかけるのか、それも調整していくのか。</p>
事務局	<p>従前の会議では給料・報酬額のみ議論の対象としていたが、前回の会議及び議会からの意見で、期末手当の率も議論の対象としてはどうかとの意見があり、今回は給料・報酬に加えて期末手当の支給率についても協議いただきたい。</p>
[REDACTED]	<p>この議論について次回以降本格的に審議することによろしいか。</p>
[REDACTED]	<p>(委員、事務局とも了承)</p>
事務局	<p>7. 次回の確認等</p>
[REDACTED]	<p>会議日程の確認・次回会議までに作成しておく資料の確認</p>
[REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・日時は、11月29日(水)午後7時～
[REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・場所は、市役所3階庁議室
[REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・追加資料は、議会議員の勤務日数や時間がわかるもの、平成19年度の答申に基づき上程した議案が否決された理由、議員報酬と年金受給との関連が分かるもの、面積による指標
[REDACTED]	<p>8. 閉会</p>
[REDACTED]	<p>長時間の審議お疲れ様でした。次回につきましてもよろしくお願ひします。</p>

会 議 録

会 議 の 名 称	宍粟市特別職報酬等審議会（第2回）	
開 催 日 時	平成29年11月29日（水） 18時55分から20時40分まで	
開 催 場 所	宍粟市役所 3階 庁議室	
議長（委員長・会長）氏 名	会長 小林國男	
委 員 氏 名	（出席者） 本條昇委員、下川秀美委員 山木康子委員、松本則夫委員	（欠席者） なし
事 務 局 氏 名	企画総務部 坂根部長、平瀬次長 企画総務部総務課 安井課長、岩本係長	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の区分及び非公開の理由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ 非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	<p>（議題及び決定事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の会議録の確認。→ 一部表現を修正する。（一人の使うお金2万円…の部分） ・ 前回会議で依頼のあった資料の説明 平成19年度の答申に基づき上程した条例案が否決された理由 議員報酬と年金受給との関連が分かる資料 議会議員の勤務日数等がわかる資料 面積等が近い他団体との比較資料 ・ 特別職の給料及び期末手当について 概ね現状維持する方向性を決定する。期末手当についても人事院勧告に基づく引き上げを行わず、据え置く方向性を決定する。 ・ 議会議員の報酬及び期末手当について 概ね現状維持する方向性を決定する。期末手当についても人事院勧告に基づく引き上げを行わず、据え置く方向性を決定する。 ・ 次回の会議において、事務局で答申書案を作成しお示しするので、内容について協議する。 ・ 次回の日程、場所については、次のとおり 12月6日（水）19時～ 市役所3階庁議室 	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
部長	<p>1. 開会</p> <p>みなさんお揃いとなりましたので第2回の特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。</p> <p>小林会長のほうからご挨拶をお願いいたします。</p>
小林会長	<p>2. あいさつ (会長)</p> <p>第2回目の会議につきまして、ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>活発な意見交換ができますよう、よろしくをお願いいたします。</p>
部長	<p>3. 議事</p> <p>(1) 追加資料の説明</p> <p>ありがとうございます。続いて早速ですが、議事に入らせていただきます。前回宿題という形で依頼いただいた追加資料について、説明をさせていただきます。なお、ここからの進行につきましては小林会長よりお願いします。</p>
小林会長 事務局	<p>それでは3の議事の(1)追加資料の説明について、事務局よりお願いします。</p> <p>(平成19年度の答申に基づき上程した条例案が否決された理由の説明)</p> <p>質問等あればお願いします。</p> <p>1ページの3について、市の財政状況が厳しい中で全職員が危機感を共有し比率の抑制に努めるべきであるという部分は理解できる。ただ「特別職の給料や議員報酬を削減する前に」とはどういった意味だったのか。</p> <p>実質公債費比率の抑制に努めようとするとき、特別職の給料や議員報酬を削減することは足かせ(マイナスに働く)になるのか。</p>
事務局	<p>「特別職の給料や議員報酬を削減する前に」は、特別職の給料や議員報酬の削減を実施する以上に、他にもっと削減・抑制することがあるのではないか、全体的に考えるべきではないか、との思いで発言されたものと思われる。</p> <p>その考え方は理解できるが、だからと言って、特別職の給料や議員報酬を削減しないことの理由になるわけではない。実質公債費比率の抑制に努めようとするとき、報酬の削減をすることは邪魔になるわけではないのであるから、二者択一のような考え方となったのは理解しかねる。</p>
事務局	<p>(この資料の元となった平成20年3月議会の会議録により、補足説明)</p> <p>今説明のあった部分は理解できるが、3のことについては…。</p> <p>実質公債費比率とは何か？</p>
事務局	<p>簡単に言うと家計に占める借金返済の割合のこと。平成18年に北海道の夕張市が財政破綻したことを受け、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、実質公債費比率を計算する方法等が変わった。市が借金をする際、18%未満であれば国に届出するだけでよいが、18%を超えると国の許可が</p>

[Redacted]	必要となる。
事務局	次の資料の説明をお願いします。
[Redacted]	(議員報酬と年金受給との関連が分かる資料、議会議員の勤務日数等がわかる資料の説明)
事務局	質問等あればお願いします。
[Redacted]	(補足として) 議員の場合、例えば一般質問のための事前調査であったり会派での協議、また地元の要望活動に対応等されている。これらの活動については、把握することはできない。資料で示したのは、あくまで会議の日数であることをご理解いただきたい。
事務局	「自治会長は、市役所の会議等にも多く出席し、陳情や要望書等を出すこともある。議員と同じような活動をしているが、ボランティアに等しい報酬でやっている。」といった声をよく聞く。
[Redacted]	自治会長をはじめ各種団体の長等には、宍粟市の屋台骨として、献身的な活動で行政を助けていただいている。先ほどのような意見もあるかと思うが、行政の仕組みの中で、議会は議決機関としての役割があり、議員はそのための調査や研究等をし、それぞれ判断をしていくことが責務であり、それに関し報酬が定められていると理解いただきたい。
事務局	次の資料の説明をお願いします。
[Redacted]	(面積等が近い他団体との比較資料について説明)
事務局	質問等あればお願いします。
[Redacted]	丹波市は、報酬と期末手当がどちらも低いように思うが理由はわかるか。
事務局	他市のことですぐには分からないが確認する。
[Redacted]	この会議で、仮に報酬や期末手当の引下げを行う方向性となった場合、丹波市の事例を用いて根拠とならないか。
事務局	丹波市について、一番直近の報酬審議会が平成17年11月に開催のものであり、以降現在まで報酬審議会を開催されていない。
[Redacted]	(2) 協議
[Redacted]	①特別職(市長、副市長及び教育長)の給料・期末手当について
[Redacted]	②議会議員の報酬・期末手当について
[Redacted]	それでは3の議事の(2)協議について、ご意見があればお願いします。
[Redacted]	特別職について、給料を引き上げて良いのではないか。その役職としての責務や勤務日数から考えると、現行の給料は低すぎるのではないか。
[Redacted]	現行の給料は、過去の議論の結晶として定められていることであり、前回の審議会から2年を経て現在の宍粟市の財政状況が大幅に改善されていないのであれば、今までの積み重ねられた議論を持って根拠とすべき(据え置くべき)ではないか。
事務局	財政状況については、2年前の審議会からでいうと若干の改善傾向にある。ただし、これから学校規模適正化、幼保一元化、市民局の拠点化等に伴う施設の

[Redacted]	<p>建て直しなど投資的な経費が必要となる。そういったことを見越すと、今後、単年度の収支で赤字となることも想定される。大幅に改善したという状況ではない。</p>
事務局	<p>財政状況を聞く限り、給料を上げる選択は難しいか…。</p> <p>予算の総枠は決まっており、どこに投資するか選択しなければならない状況。今までは環境改善や道路改良に一定の投資ができていたが、今後は見極めがより必要となる。</p>
[Redacted]	<p>国からの合併特例債は、10年経ってかなり減ると聞いているが。</p>
事務局	<p>合併特例債については、合併した平成17年度から11年間は、旧4町がそのまま存在している想定で算定されており、12年目からは1割、3割、5割、7割、9割と段階的に削減され、平成33年度からは宍粟市として算定される。特別職や議員の報酬等の方向性について、今日ある程度出すほうが良いのか。今日方向性を出していただければ、次回会議で答申案を確認していただく流れとなる。</p>
事務局	<p>特別職はともかく、議員にとって厳しい内容の答申案となった場合、納得させることのできる答申案でないかと否決されるのではないかと。ただ納得させることを前提に厳しい内容の答申案を作成すると、もう少し客観的な資料がないと判断がしづらい部分がある。また、今日配布の資料を見ると議員の年齢構成が高いように見え、そうすると議員で生計を立てているといったことは少ないと見える。</p>
事務局	<p>そういったことから、議員については据え置き、特別職については少額であるが引き上げが良いと思う。ただ議員については、その活動を含めまだ見えない部分も多い。</p>
[Redacted]	<p>客観的な資料の作成ができない部分がある。市役所での会議については把握できるが、それ以外の活動の把握は難しく資料として提供することはできない。議員を擁護するのではないが、個人的には、この5月から（議員の）新たな任期が始まり、精力的に活動されているように思う。委員の皆さんもそれぞれで普段見聞きされている範囲の中で総合的に判断していただきたい。</p>
[Redacted]	<p>今日の会議前に事務局と話をしたが、基準を設定するのが難しい。その議員の活動を推し量る客観的な資料が無い。仮に調査するとしても議員の自己申告程度に留まるのではないかと。</p>
[Redacted]	<p>今回は据え置きの答申となっているが、「今後の働きに大いに期待して」の言葉を添えて、据え置きとした。今回は5月に選挙で新たな議員となられた方も多いため特別職、議員とも「益々その働きに期待して」据え置きとしたい。確認だが、今言われている据え置きは、期末手当も据え置きということか。前回資料で示されている特別職と議会議員の期末手当の4.2→4.3への0.1月アップについては実施せず据え置きという意味でよいか。</p>
[Redacted]	<p>（委員に確認、実施せず据え置きという意味。）</p> <p>仮に特別職を引き上げ、議員を据え置きといった答申による条例案を上程し、</p>

事務局	<p>議会に否決された場合は、その条例案をもう一度上程することはあるのか。</p> <p>一定、議会で否決の判断をされた場合、再度提出することは考えづらい。</p>
■■■■	<p>場合によるが、■■委員の案で特別職に条例案を示した場合は、特別職の判断で条例案を上程しないといった可能性も考えられる。</p>
■■■■	<p>方向性として、特別職については上げる、議員については据え置くでよいか。特別職、議員とも据え置くべきではないか。特別職だけ差をつける（上げる）案とした場合、上げるべき根拠が乏しい。</p>
事務局	<p>市の財政状況をよく知っておられる事務局の方に尋ねたい。宍粟市の財政状況として、特別職の報酬を引き上げられる状況にあるのか。</p>
■■■■	<p>財政指標について、県内で言うところから数えたほうが早い。宍粟市も頑張っているが他の団体も頑張っておられるため、順位としてはあまり変動が無い。すぐにでも赤字団体になるようなことは無いが、先ほども申したとおり、どこに投資するか取捨選択し、優先順位を決めなくてはいけない状況ではある。2～3年で破綻するような危機的状況では無い。</p>
■■■■	<p>民間会社でいえば黒字となれば還元、赤字となれば削減される。行政の場合は単純に比較できないが、財政状況から考えると特別職の引き上げの選択は取りづらい。</p>
■■■■	<p>財政状況を考えると、地域内でお金が循環するような仕組みを考えていただきたい。市内で買い物し、企業が盛り上がり、そこに雇用が生まれるような流れができれば…。</p>
事務局	<p>経済の地域循環については、商工会や議会からも提案等をいただいております、市としても意識し力を入れていきたい。</p>
■■■■	<p>財政状況を勘案するわけではないが、特別に根拠が無いかぎり、片方だけを引き上げるといった判断はしづらい。</p>
■■■■	<p>一度引き上げると、下げる場合は相当な根拠が必要になると思われる。資料や財政状況から考えると、引き上げる要素はないと考える。</p>
委員一同	<p>それでは、方向性として、特別職・議員とも現行のまま据え置くとしてよろしいか。</p> <p>（異議なし）</p>
事務局	<p>4. 次回の確認事項等</p> <p>次に4の次回の確認事項として、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【次回の審議会の日時等について】</p> <p>12月6日（水）午後7時～ 市役所3階庁議室</p> <p>【次回の審議会の内容について】</p> <p>前回と今回の協議内容に基づき、答申書案をお示しするので、協議願う。</p> <p>【第1回の会議録について】</p> <p>一部表現を修正（1人の使うお金2万円→個人年間消費の1%にあたる2万円、8億円の経済効果→7億円の経済効果）</p>

<p>事務局</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p>	<p>【来年度以降の特別職報酬等審議会について】</p> <p>特別職報酬等審議会の開催については、市の行革大綱の中で2年に1度は開催としていた経緯があり、今年度、開催させていただいた。今後について、「2年ではなく毎年開催したほうが良い」といったご意見があればうかがいたい。平成27年度も委員を引き受けていただいていた本條委員、下川委員はどう思われるか。</p> <p>正直なところどちらが良いかわからない。ただ、毎年開催する必要性は感じない。</p> <p>平成33年度の合併特例債の1本算定のあたりには積極的に開催していただきたいが、毎年開催する必要はないのではないか。</p> <p>平成33年度のことは全国的な問題であると思われる。国のほうでも色々な施策を検討されるのではないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>意見を参考に、来年度以降の報酬等審議会について検討します。</p>
<p>小林会長</p>	<p>5. 閉会</p> <p>それでは本日の会議を閉会とさせていただきますが、最後に本條職務代理者のほうからあいさつをお願いします。</p>
<p>本條委員</p>	<p>長時間にわたる審議、色々のご意見をいただき、ありがとうございました。次回、良い結論で終われますように、ご協力をお願いいたします。</p>

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	宍粟市特別職報酬等審議会（第3回）	
開 催 日 時	平成29年12月6日（水） 18時55分から19時50分まで	
開 催 場 所	宍粟市役所 3階 庁議室	
議長（委員長・会長） 氏 名	会長 小林國男	
委 員 氏 名	（出席者） 本條昇委員、下川秀美委員 山木康子委員、松本則夫委員	（欠席者） なし
事 務 局 氏 名	企画総務部 坂根部長、平瀬次長 企画総務部総務課 岩本係長	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	<p>（議題及び決定事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の会議録の確認 → 修正なし ・ 答申案について協議 → 別添のとおり修正 ・ 答申書の提出については、別途、会長と調整 （答申書の修正が終了次第、市長へ手渡す。） 	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
部長	1. 開会 みなさんお揃いとなりましたので、定刻より少し早いですが、第3回の特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。 早速ですが、小林会長のほうからご挨拶をお願いいたします。
小林会長	2. あいさつ (会長) 第3回目の会議につきまして、本当に寒くなってきている中ご出席いただきありがとうございます。今日で良い意見がまとまりますよう、よろしくお願いたします。
部長	3. 会議録 (第2回) の確認 ありがとうございます。続いて3の会議録の確認に入りますが、ここからの進捗につきましては、小林会長よりお願いします。
小林会長 事務局 [黒]	それでは、3の会議録 (第2回) の確認について、事務局よりお願いします。 (資料P17~22の第2回会議録について、説明) 修正、訂正等あれば発言願います。 修正等の意見はないようですが、このままでよろしいでしょうか。 (委員了承)
事務局 [黒]	4. 議事 答申書 (案) の作成について 次に4の議事 答申書 (案) の作成について、事務局から説明をお願いします。 (資料P1~6の答申書 (案) について、説明) ご意見、質問等ありましたらお願いします。
事務局 [黒]	3~4ページの3と4の結論に至る理由の部分で、「…厳しい財政状況や景気回復が実生活で感じられない等の市民感情を踏まえると…」とあるが、今回の審議会の中で厳しい財政状況については資料や議論等で触れてきているが、市民感情についてはここまで議論されなかったように思う。また、景気回復が実生活で感じられないことを、特別職等の給料を引き上げない (据え置く) ことの根拠とすべきではないように思う。 第1回の審議会で「日銀短観は好況感が出ているが、景気回復を市民は実感できていない」等の議論があり、その部分を引用しているが、市民感情の部分までは踏み込んで議論はなかったかと思う。削除するか、あるいは他の適切な言葉 (理由) がないか、議論いただきたい。
事務局 [黒]	削除してしまうと、この部分の理由が少し物足りないように感じる。何か他の理由を加えたほうがよいのではないか。 「県下の市と比較した結果、大きな差異はなく、総合的に判断」といった表現に置き換える方向でよろしいでしょうか。

[REDACTED]	3～4ページの3と4の冒頭部分に似た表現があるので避けたほうがよいのではないか。
[REDACTED]	漠然とであるが、「当市の経済状況を踏まえると」等に置き換えてはどうか。
事務局	先ほどの意見をもとに「景気回復…市民感情を踏まえると」の部分を「地域の経済状況等を踏まえ、総合的に判断し」に置き換える方向でよろしいでしょうか。
[REDACTED]	(委員了承)
[REDACTED]	以前に住んでいた街と比べると、経済的に宍粟の方が落ち込んでいると思う。地域経済の状況を踏まえ…は妥当な表現だと思う。
[REDACTED]	2ページの2にも市民感情の文言が出てくるが、このままでよいか。
[REDACTED]	この部分は、議員の働きに関する部分の市民感情のニュアンスが含まれていると思われるため、このままでもよいのではないか。
[REDACTED]	(委員了承)
[REDACTED]	5～6ページの意見・要望について、唐突にはじまる印象がある。つなぐ言葉を入れたほうが良いのではないか。また、6ページの要望の1つ目、「…熱望する」の前に「市の地域経済が活性化することを」を付け加えたほうがよいのではないか。
[REDACTED]	(事務局了承)
[REDACTED]	6ページの要望の2つ目、議員に向けたメッセージであるなら、もう少し表現を変えたほうがよいのではないか。
[REDACTED]	この要望は私の意見かと思うが、意味合いとしては、現在ある監査委員等チェック機能の充実により、議員の勤務時間や勤務内容を評価する指標などができればとの思いであった。議員に向けたものとしては4ページの本文の中で「見える化について更に推進されることを期待する。」とされているので十分かと思う。
[REDACTED]	(委員了承)
[REDACTED]	3～4ページの3と4に、「本市の規模」との表現があるが、文脈から考えると「本市の状況」のほうが、より適切ではないか。
[REDACTED]	(事務局了承)
[REDACTED]	こういった審議会は、どの団体も開催されているのか。
事務局	報酬の改正を検討される場合は必ず開催されている。先日の審議会でも話題に上がった丹波市のように、改正されない場合は長期に渡って開催されないが、逆に毎年開催されている団体もある。
[REDACTED]	当市の状況だけで考えるのではなく、近隣団体の状況や様子をうかがいながら議論するのは、(あらためて考えると)何か釈然としない会議だと思う…。
[REDACTED]	ほかにご意見はないでしょうか。
[REDACTED]	6ページの要望の3つ目、「市長・議員とも」とあるが、「市長・議員ともに」のほうが、表現が適切ではないか。
[REDACTED]	(事務局了承)

[Redacted]	<p>同じく 6 ページの要望の 3 つ目、「前は」「今回は」とあるが、「前の答申では」「今回の答申では」のほうが、表現が適切ではないか。</p>
[Redacted]	<p>(事務局了承)</p> <p>他に意見がないようでしたら、次第 5 のその他について、事務局のほうから説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5. その他</p> <p>今後の日程等について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見等いただいた内容に基づき、答申書の修正案を作成する。 ・ 修正案および本日の会議録について、7 日以降、各委員宅へ郵送する。 ・ 再度修正等あれば、事務局まで連絡願う。 ・ 修正が終わった段階で、会長と事務局のほうから、市長へ答申書を手渡す。 ・ 市長へ手渡す日程については、会長と事務局で別途調整する。 <p>ほかに何かありませんか。</p> <p>明石市は「子育て支援でまちづくり」を打ち出し、人口が増えている。公共事業の予算や職員の給料を削減し、その予算を子育て支援の充実に充てることで、子どもを核にしたまちづくりを進め、人口増・税収増を実現したとのこと。やはり子ども子育ては大事である。宍粟市もこれを手本にできれば…。</p> <p>都会から宍粟に来た女性（宍粟の男性と結婚）と話をする機会があった。都会で残業続きの生活をしていたが、宍粟の男性と知り合い、宍粟の良さに気付かれた。宍粟で子育てをしたいとって現在も住まれている。ずっと住んでいる私達には宍粟の良さが見えないこともある。都会の人からすれば、宍粟が魅力的に見える部分がたくさんあるのではないか。田舎で子育てしたい人にもっと PR できる施策を展開されることを願う。</p> <p>簡単にできる話ではないが、行政に頑張っていたきたい。</p>
小林会長	<p>6. 閉会</p> <p>それでは本日の会議を閉会とさせていただきますが、最後に本条職務代理者のほうからあいさつをお願いします。</p>
本条委員	<p>3 回にわたる審議、熱心にご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p>適切な意見がまとまったと思います。今後は、我々の意見を特別職・議員の皆さんに汲み取っていただき、宍粟市の発展につながることを願い、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p>

(写)

宍企総第 520 号

令和元年11月13日

宍粟市特別職報酬等審議会会長 様

宍粟市長 福元晶三

宍粟市特別職の報酬等及び期末手当支給割合について（諮問）

特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定により、市長、副市長及び教育長並びに議会議員の報酬等及び期末手当支給割合について、貴審議会の意見を求めます。

記

◆現行の特別職の報酬等

市長、副市長及び教育長の給料額（月額）及び期末手当支給割合	市長	880,000 円	6月：2.05か月 12月：2.15か月
	副市長	712,000 円	
	教育長	638,000 円	
市議会議員の報酬額（月額）及び期末手当支給割合	議長	448,000 円	6月：2.05か月 12月：2.15か月
	副議長	370,000 円	
	議員	346,000 円	

◆諮問の趣旨

市長が、特別職の給料及び議会議員の報酬条例を市議会に提出する場合等は、特別職報酬等審議会にあらかじめ意見を聴くこととなっており、直近の審議会（平成29年度及び平成30年度）におきましては、現行の報酬等の額及び期末手当の支給割合について、据え置くことが適当であるとの答申を受けております。

今回の審議会では、それ以降の社会経済情勢の変化、民間企業の状況など行政を取り巻く環境の変化を考慮するなかで、現行の市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の報酬等の額・期末手当の支給割合等が適正か否か、ご審議いただき、ご意見をいただきますようお願いいたします。

令和元年12月24日

宍粟市長 福元晶三様

宍粟市特別職報酬等審議会

会長 大坪津義



宍粟市特別職報酬等の額について（答申）

令和元年11月13日付宍企総第520号にて諮問された、特別職の報酬等及び期末手当支給割合について、審議の結果、以下のとおり答申します。

答 申

市長、副市長及び教育長の給料額及び期末手当支給割合並びに議会議員の報酬額及び期末手当支給割合については、現行どおり据え置くことが適当である。

【現行】

市長、副市長及び教育長の給料額 （月額）及び期末手当支給割合	市長	880,000円	4.20か月
	副市長	712,000円	
	教育長	638,000円	
議会議員の報酬額（月額）及び期 末手当支給割合	議長	448,000円	4.20か月
	副議長	370,000円	
	議員	346,000円	

審議経過等

1. はじめに

令和元年11月13日に市長から本審議会に対し、「宍粟市特別職の報酬等及び期末手当支給割合」について諮問書が提出された。

諮問内容は、直近の審議会（平成29年度及び平成30年度）以降の社会経済情勢の変化、民間企業の状況など行政を取り巻く環境の変化を考慮するなかで、現行の市長等の特別職の給料額及び期末手当支給割合並びに議会議員の報酬額及び期末手当支給割合が適正か否か、本審議会へ意見を求められたものである。



2. 審議経過

本審議会においては、次に掲げる4つの視点を中心に、各委員がそれぞれ市民各層の代表として、公平・公正な姿勢を念頭に置きながら慎重に審議を行った。

- ①市長等の特別職及び議会議員の職責、活動等の状況
- ②県内他市の状況（類似団体や人口・財政状況等が相似する市との比較）
- ③人事院勧告による一般職の職員の給与改定の状況
- ④当市の財政指標等の状況、市民感情等

【審議会の開催状況】

回数	開催日	内容
第1回	令和元年11月13日（水）	辞令、会長等選出、諮問、資料説明、質疑応答
第2回	令和元年11月21日（木）	追加資料説明、質疑応答、方向性の審議・検討
第3回	令和元年11月28日（木）	追加資料説明、答申案の審議・検討

【検討資料】

- ① 特別職等の報酬等の推移
- ② 特別職等の期末手当支給率の推移
- ③ 職員との比較（合併以降の報酬等推移）
- ④ 過去の特別職報酬等審議会の審議結果等
- ⑤ 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント
- ⑥ 県内他市の給料、報酬、期末手当
- ⑦ 県内他市のうち、各指標が類似する団体との比較
- ⑧ 現職の市議会議員の構成（年齢・職業等）
- ⑨ 在職老齢年金の支給停止の仕組み
- ⑩ R 01 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の概要
- ⑪ H 30 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の概要
- ⑫ 消費者物価指数の推移
- ⑬ 県内他市のうち、期末手当の改定率が人勧どおりでない市の状況
- ⑭ 県内他市の特別職退職手当の状況
- ⑮ 県内他市の議会議員の議会活動状況
- ⑯ 宍粟市議会議員の議会活動状況
- ⑰ 市長の役割、議会の役割
- ⑱ 県内の類似団体等の財政指標の推移

3. 審議内容

市長等の特別職及び議会議員の給料・報酬額については平成22年度以降据え置きとなっており、期末手当支給割合については平成29年度以降据え置きとなっている。

あらためて県内の類似団体や人口・財政状況等が相似する市と比較しても、概ね当市の状況に相応した水準の給料・報酬額及び期末手当支給割合であると考えられる。



議

一方で、人事院勧告は平成26年以降6年連続の引き上げがなされており、一般職の職員の給与はそれに準拠してプラス改定がなされているが、当市の財政指標はこの間著しく改善したとまではいえないこと、消費者物価指数から景気動向が一定上向きであるとはいえず地域経済の状況は決して良いとはいえないこと、市民感情の面から消費税が10%に引き上げられ生活に大きな影響が出ていることなどを考慮すると、現行の額及び支給割合を引き上げるべき状況とまではいえない。

市長等の特別職の果たすべき職務や職責は、年々変化しており、市のトップとして、複雑・多様化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応するため、極めて高度な判断と強い統率力が要求される。

また、議会議員についても、行政の監視や議決権の行使にとどまらず、市長等の特別職と同様、複雑・多様化する市民ニーズに応えるため、高い見識と専門的知識が従来以上に要求される。



いずれもその給料・報酬及び期末手当は、その責任ある重要な職責にふさわしいものでなければならないが、当市の財政状況や経済状況、市民感情等を踏まえ、総合的に判断した結果、現行の額を据え置くことが適当であるとの結論に至った。

4. おわりに

当市が理念として掲げる「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」を実現するためには、市長等の特別職が強い責任感とスピード感を持って、人口減少対策や地域経済の発展、雇用の創出など、様々な課題に対処していかなければならない。

また、議会議員は、開かれた議会を目指し、強い責任感を持って議決権を行使するとともに、様々な意見や要望を市政に反映させるべく、市民の声を行政に届けなければならない。加えて、その議員活動について、積極的に情報を提供し、議員活動が見える化することで、市民の評価の参考となるよう努められたい。

当市の理念を実現するため、二元代表制の両輪である市長と議会議員が、それぞれの職務・職責の重要性を再度認識されるとともに、相互に緊張関係を保ち協力しながら自治体運営にあたることで、より一層、市民の信頼と期待に応えられるよう切望する。

5. 付記事項

審議会における議論の中で、次のとおり、意見・要望等があったことを付言する。

- ・類似団体との比較及び経済状況を勘案すると、本来は、報酬等の額、期末手当支給割合について、引き上げるべき状況であるかと思う。
- ・神戸市においては、教諭のいじめ問題を受け「市民の理解が得られない」と、一部の幹部職員のボーナス増額を見送るとの報道があった。当市においても、市民感情については、敏感にならざるを得ない。
- ・議員の議会活動については資料等で確認できるが、それ以外の活動については推し量る指標等がなく、判断が難しい。議会活動以外の活動状況が見えにくいため、積極的に情報を発信・提供し、議員活動の見える化に努められたい。
- ・議員の定数を減らしたとしても、自治会長に地域の中心としてしっかりと活動していただき、議員とともに各種会議等に参加してもらえれば、十分な議論が期待できるのではないか。
- ・議員に推薦したい人材がいても、特に子育て世代でこの報酬では生活は厳しい。
- ・生活給でないとはいえ、副業を持たない場合は、現状の議員報酬で生活することは厳しい。報酬に扶養手当などを加算することで、

若い世代の立候補を促すことはできないか。年金世代でなく若い世代が立候補することは、市政に良い影響を与えると考える。

- ・市民自身ももっと行政に関心を持つべきだと考える。人任せにせず、それぞれが意識を高め、それぞれの立場で行政に参画していくことが大事である。
- ・類似団体との比較資料は、参考にする部分はあるが、数字だけに目が行きがちである。市長等の特別職や議会議員には市内だけでなく、他市の状況についても肌で感じてほしい。内から宍粟を見るだけでは狭い視野となりかねない。外からも冷静に宍粟を見る視点がもっと必要ではないかと考える。今後はさらに、他市とのネットワークづくりにも注力されたい。
- ・市長、議員とも、それぞれの職務や職責を改めて見つめ直し、自己研鑽に努めてほしい。市長は誠実に事務を管理執行し、また、議員は広く市民から意見要望等を聴取し市政に反映されたい。

◎宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿

氏名	団体等	備考
大坪 津義	宍粟市連合自治会 副会長	会長
谷笹 摩弥	宍粟市商工会 女性部長	職務代理者
岡前 佳津子	宍粟市消費者協会 副会長	
石原 政司	西兵庫信用金庫 常勤理事	
山國 和志	公募委員	

会 議 録

会 議 の 名 称	宍粟市特別職報酬等審議会（第1回）	
開 催 日 時	令和元年11月13日（水）13時25分から14時45分まで	
開 催 場 所	宍粟市役所 5階 501会議室	
議長（委員長・会長） 氏 名	会長 大坪津義	
委 員 氏 名	（出席者） 谷笹摩弥委員、岡前佳津子委員 石原政司委員、山國和志委員	（欠席者） なし
事 務 局 氏 名	企画総務部 坂根部長、砂町次長 企画総務部総務課 安井課長、岩本係長 議会事務局 小谷次長	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	<p>（議題及び決定事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長に大坪委員、職務代理者に谷笹委員を選出。 ・本審議会は、公開の会議とすることを決定。 ・資料の説明を行い、それぞれ意見をいただく。 ・次回の日程、場所については、次のとおり 11月21日（木）13時～ 市役所5階501会議室 ・次回の資料として、次のものを準備 人事院勧告と差が大きい市について、その理由がわかる資料 自治会長の報酬（調査可能な範囲で） 	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	
議 事 録 の 確 認 （記名押印）	（委員長等） 会長 大坪 津義 ㊟	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
部長	1. 委嘱書の交付 2. 市長あいさつ 3. 委員の紹介（あわせて事務局職員の紹介） 4. 会長及び職務代理者の選出 それでは、次第4の会長及び職務代理者の選出についてですが、事前配布資料2ページの「宍粟市特別職報酬等審議会条例」第4条第2項に、会長は委員の互選によるとあります。互選ということで、委員の皆様からご意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。
部長	最初の会議ということもあり、意見も出にくいかと思われま。事務局のほうに一任いただいてもよろしいでしょうか。
委員一同	（了承）
部長	それでは、大坪委員を会長に推薦させていただきたいのですが、委員の皆さまいかがでしょうか。
委員一同	（異議なし）
部長	ありがとうございます。 続いて職務代理者につきまして、同じく条例第4条第3項に、会長の指定する委員と規定されていますが、これもなかなか指名いただきにくいと思われま。事務局のほうで進めさせていただいてもよろしいでしょうか。
大坪会長	会長になったばかりなので、事務局にお任せしたい。
部長	それでは、商工会から推薦いただいている谷笹委員を指名させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
部長	ありがとうございます。 それでは、大坪会長と谷笹職務代理者におかれましては、お手数ですが席の移動をお願いします。 （大坪委員、谷笹委員の座席移動）
部長	ここで、大坪会長より、一言ご挨拶をいただければと思います。
大坪会長	先日、事前配布資料を読んだが、判断の難しい審議会だと思う。事務局が会の日程を続けて組んでいるのはこういう理由があったからなのかと感じた。難しい話ですが、各委員さんの協力を仰ぎながら進めていきたいと考えているので、よろしくをお願いします。 5. 諮問及び諮問内容の趣旨説明

部長	<p>それでは、次第5の諮問及び趣旨説明について、市長から会長へ諮問書を提出させていただきます。</p>
市長	<p>(諮問書の朗読、会長へ提出)</p>
会長	<p>確かにお預かりしました。今後、審議を進めていきます。</p>
部長	<p>ただいまの諮問書は、当日配布資料の1ページに写しを添付しておりますのでご確認をお願いします。</p> <p>ここで市長につきましては、当事者ということもあり、退席をさせていただきます。</p> <p>(市長退席)</p>
事務局	<p>6. 資料の説明及び質疑応答</p> <p>次に、次第6に入りますが、その前に本審議会の公開・非公開について、お諮りします。事前配布資料3ページの「宍粟市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」第6条の規定により、本審議会は、原則として公開するものとありますが、会議を公開することにより、率直な意見の交換や、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、会議の全部または一部を非公開とすることができます。このことについて、ご意見をいただければと思いますが、委員の皆さま、いかがでしょうか。</p> <p>なお、本会議の会議録につきましては、委員さんの氏名を伏せた形でホームページ等で公開させていただくこととなりますが、議論をいただくこの会議の公開・非公開について、ご意見ををお願いします。</p>
大坪会長	<p>本日の会議は誰も見に来られていないという認識でよいか。</p>
事務局	<p>本日の会議は、公開・非公開の決定がまだのため、周知していない。公開ということになれば次回の会議から、ホームページ等で広報させていただく。</p>
委員	<p>(公開でかまわないとの声あり)</p>
大坪会長	<p>公開というかたちでよろしいか。</p>
委員	<p>(了承)</p>
事務局	<p>それではこの会議は、公開ということで進めさせていただき、次回以降は日程等を広報させていただきます。ここからの進行は大坪会長のほうからお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、次第6の資料の説明及び質疑応答に入ります。事務局から説明をお願いします。資料が多いのですが、一括して説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事前配布資料の説明)</p> <p>(当日配布資料の説明)</p>
事務局	<p>質問等あればお願いします。</p>

[Redacted]	22年度ぐらいから報酬等は、そのままずっと据え置かれているような状況か・・・。
事務局	<p>事前配布資料のA3資料裏面を確認願う。人勧に準じて期末手当支給率を改定していれば、現在、4.5月となる。宍粟市については、平成28年度に議会から意見が出され、期末手当支給率についても、この審議会で議論いただくこととなった結果、平成29・30年度は据え置くべきとの答申がなされた。</p> <p>政令指定都市のような大きな市は、人事院の代わりに人事委員会があり、その勧告に基づき、給料等を決定されている。</p>
[Redacted]	特別職等については、土日なく、様々な行事に参加されている。
[Redacted]	なかなか初めてのこともあり、意見が出にくいかもしれない。とりあえず次に進ませていただき、また何かあれば、その際、意見を願います。
事務局	<p>7. 確認事項等</p> <p>それでは、7の確認事項等について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>次回の会議は、次のとおり開催。</p> <p>○日時：11月21日（木）午後1時～</p> <p>○場所：市役所5階501会議室</p> <p>また、次回の会議までに必要な資料があれば、ご意見を伺いたい。</p>
[Redacted]	何かご意見等がありますでしょうか。
[Redacted]	<p>市長や議員等について、その報酬等は生活給でないと聞いているし、実際そうだと思う。</p> <p>今回、様々な人事院勧告の基準や資料が示されているが、職員にとっての勧告等であり、また職員には生活給という部分がある。そのため、これらの基準等をどう捉えて、市長や議員の報酬等に反映させるのがよいのか、悩むところである。捉え方の資料等があればよいのだが…</p> <p>職員の場合は、すべき業務等が決まっているが、市長や議員等はその都度色々と変わっていくだろうと思う。</p> <p>生活給としてでなく、市長や議員等がどれだけの資質を持って取組んでいるのか、その立場でどういったことをされているのか考えるべき。そういったことも加味しながら報酬等を検討すべきではないか。</p>
[Redacted]	<p>今、(議員に)立候補される場合は、月額いくらかは知っておられると思う。</p> <p>ただそれを生活給と考えて、立候補されている議員はないと思う。</p>
[Redacted]	<p>若い方が立候補された場合、生活給でないと言いながらも、この報酬等で生活するのは厳しいものがある。議員にも手当のようなものがあれば少し変わるのではないか。</p>
[Redacted]	別の職業を持つのは難しいのが現実なので…

<p>事務局</p> <p>■■■■■</p>	<p>市長・副市長・教育長については、常勤ということもあり、ほかに収入はないと思われ、生活給といえると思う。議員については、自営業等をされているケースもあり、生活給か否かは、それぞれケースにより違ってくる。</p> <p>今、示している基準等をもって、どのように判断・評価すべきかは、2年前の会議でも同様の意見が出され、議員の議会活動（市役所へ登庁しての活動）状況等を示したが、それは議員活動の一部であり、市内で様々な意見を聴取されたり調査されたりもしているため、市役所へ登庁しての活動のみをもって推し量るのは難しい。</p> <p>（生活給的な意味合いの）給料としてでなく、報酬として意識していくことが大切なのかと…</p>
<p>事務局</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p>	<p>当市も含め、他市でも、若い世代が議員に立候補しない（できない）ことは課題となっており、その一つにこの報酬では生活がやっていけないということも議論されている。この審議会では、そういったことも含めて議論いただければと思う。</p> <p>議員に推したい人間がいても、40代でこの報酬では、生活は厳しいと思われる。自営業でもしていないと…。</p> <p>扶養手当など、何か報酬にプラスされることで、若い世代が希望を持てればと思う。年金世代でなく子育て世代が立候補されることで、見えてくるものは大きいかと思う。</p> <p>事前配布資料のA3資料の中で、人勧どおりされている市は、期末手当支給割合は4.5月とのことだが、いくらか離れていたり、また、大きく離れている市もある。なぜ離れているのか。調査はできるか、資料は出せるか。</p>
<p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p>	<p>可能である。</p> <p>先ほどある市に確認したが、報酬等審議会の開催自体が、特別職または議会のいずれかからその声がなければ開催しない状況とのこと。ただ他市と比較し、乖離している状況がみられるため、今年は開催する方向で調整しているとのこと。</p> <p>平成29年度の答申書の中で、「自治会長は議員と同じような（陳情や要望書など）活動をしているがボランティアに等しい報酬でやっている。」との記載があるが、自治会長の報酬はいかほどか。また、周辺自治体の自治会長の報酬はいかほどか。議員の定数を減らしたとしても、自治会長にしっかり活動していただければ、（議員の代わりに会議等に入ってもらえれば）十分な議論ができるのではないか。</p> <p>各自治会の世帯数や、充てられた職等によってバラツキもあるが、私の場合で年間250日ぐらい自治会長としての業務がある。世帯数によって市から交付されるお金もバラツキがある。調べられる範囲で構わないので、示していただければ…。</p>

事務局	それぞれの立場から、また役割の違いから、同じ土俵で比較することは難しいと思う。行政は執行機関、議員は選挙で選ばれた議決機関である。
事務局	〇〇委員が言われたように何をもって基準として報酬を考えるべきなのか、過去の委員も悩まれたように思う。そんな中で、他市との比較であったり、自治体の財政状況等の比較等から総合的に判断されていると思う。色々な角度から意見をいただきたいと考えているので、その他にも必要な資料があれば可能な限り調査し審議会に提出する。
[REDACTED]	当事者側から「給料を上げてくれ」と言われているのであれば、検討しやすい部分もあるが、適正か否かと問われると難しい。人事院勧告等を基準に考えていくのがいいのか…。
事務局	先ほどの自治会長の報酬については、各自治会内の規約等で定められているところがほとんどだと思われるため、他市の分は調査がしづらい面があり、また、本市についてもそういった資料を見聞きした記憶はない。調査できる範囲となるが、確認する。
[REDACTED]	今回の市長や議員等の議論の中では、自治会長の報酬はあまり関係ないのではないか。
[REDACTED]	事前に資料を見ていたが、読めば読むほど、ポイントがわからなくなってしまう。
[REDACTED]	他に資料等について、意見や質問がなければ閉会としますが、よろしいか。
谷笹職務代理	<p>8. 閉会</p> <p>本日は長時間の審議お疲れ様でした。次回につきましても長時間の審議となります。21日の開催ですがよろしくお願ひします。気をつけてお帰りください。</p>

会 議 録

会 議 の 名 称	宍粟市特別職報酬等審議会（第2回）	
開 催 日 時	令和元年11月21日（木）13時00分から14時30分まで	
開 催 場 所	宍粟市役所 5階 501会議室	
議長（委員長・会長） 氏 名	会長 大坪津義	
委 員 氏 名	（出席者） 谷笹摩弥委員、岡前佳津子委員、 石原政司委員、山國和志委員	（欠席者） なし
事 務 氏 名	企画総務部 坂根部長、砂町次長 企画総務部総務課 安井課長、岩本係長 議会事務局 小谷次長	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	<p>（議題及び決定事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の会議録の確認。→ 修正なし ・前回会議で依頼等のあった資料の説明 県内市のうち、期末手当支給割合が人勸と差がある団体に関する資料 年金受給に関する資料 自治会長報酬に関する資料（口頭） その他関連する資料 ・市長等の特別職、議会議員の報酬等及び期末手当について、概ね据え置く方向性を決定する。 ・次回の会議において、事務局で答申書案を作成しお示しするので、内容について協議する。 ・次回の日程、場所については、次のとおり 11月28日（木）13時～ 市役所5階501会議室 	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	
議 事 録 の 確 認 （記名押印）	（委員長等） ____会長 大坪 津義 _____Ⓢ	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
大坪会長	1. 開会 2. あいさつ (会長) お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 いろいろな資料を見ながら改めて難しい話だと感じる。 今日は2回目の会議ということで、ある程度、方向性を決定できればと考えているので、よろしくをお願いします。
事務局	ありがとうございました。 ここからの次第3以降は、会長により進行をお願いします。
大坪会長	3. 会議録の確認 次第3の会議録の確認について、事務局から説明をお願いします。
事務局	事前に第1回目の会議録について、送付している。 修正、加筆箇所等があれば、お知らせ願う。
大坪会長	意見はありますか。
委員一同	(修正なし)
大坪会長	それでは、会議録は修正なしとのことで、次に進みます。
	4. 議事 (1) 追加資料の説明 (2) 特別職 (市長、副市長及び教育長) の給料・期末手当について (3) 議会議員の報酬・期末手当について
事務局	(資料の説明)
事務局	(補足で、自治会長報酬について口頭で説明) 自治会長の報酬について、市で把握した資料は特になかったため、わかる範囲で調査できたものについて、報告する。 一宮町の30世帯程度の自治会で25万円、40世帯程度の自治会で18万円、150世帯程度の自治会で50万円、千種町の50世帯程度の自治会で9万円、山崎町のある小学校区の自治会は世帯数に応じ4～6万円が報酬とのこと。 それぞれ自治会の規約や考え方等によって金額に差があり、必ずしも人口や世帯数に比例したものとはなっていない。
[黒塗り]	報酬ということで、年間の額と考えてよいか。
事務局	年額の報酬である。
[黒塗り]	追加資料の説明について、質疑等がありますか。

	今回、一定の方向性を決めるということでしょうか。
	協議が整うようなら、一定の方向性は決めたいと考えている。
	宍粟市の状況、消費者物価指数等について、昨年等から比較してもそう大きく変わっているわけではない。そこから考えると、下げる方向性はないかと思う。
	大きく社会情勢が変わったわけではない。
	市長等の特別職については、この給料で生活されていると思う。議員についてはそれぞれのケースがあり、自営業をされている方もあるが、議員の職業で農業となっているのは、どういった状況か。農業で生活をしている（収入を得ている）ということか。田んぼを少ししている…といったことか。
事務局	この資料は、平成29年の選挙の際、届出のあった職業を記載している。 1人を除き、〇〇〇〇が言われた状況（田んぼを少し…）である。
	A3資料の中で、尼崎市、伊丹市、宝塚市について、期末手当の支給割合が3.35月となっているが、これは国の特別職にあわせて…ということか。
事務局	お見込みのとおりである。
	現在の支給月数が人事院勧告以外どおりでない団体は極々限られているということか。
事務局	A3資料1Pのとおり、洲本市、加古川市、明石市、養父市、丹波市等である。
事務局	元々、宍粟市も人事院勧告どおり上げ下げを行っていたが、平成28年12月議会において、期末手当支給率も審議会にかけ市民の意見を聴取すべきではとの意見があり、現在の形で審議会に諮問している。 その審議の結果、平成29、30年度は据え置きとなっている。
	この審議会ですす答申は、必ずそのとおり実行されるのか。
事務局	審議会の協議された結果を答申してもらうこととなるが、最終的には、市長が判断される。仮にこの審議会ですす報酬を上げるとの答申がなされたとしても、市長の判断で、議会へ議案を提出しない場合もある。
事務局	当然、尊重するつもりで諮問はしている。
	人事院勧告との差について、養父市は、勤勉手当分を除いているのではないか。そのことから他市との間にはかなり大きな差が出ているかと思う。 今回の方向性として、下げることはないかなとの意見があったが、上げることもないかと思う。消費税が10%となり市民生活に大きな影響が出ているし、タイミング的（雇用創生協議会の件）にも難しいのではないか。
事務局	勤勉手当のことについて補足する。市長等の特別職、議員については勤勉手当の考え方はない。先ほど意見にあった養父市の件について、事務局としては確認していないが、考え方としてはあり得ると思う。
事務局	これだけ低い（他市と差がある）ことを考えると、〇〇〇〇の言われたような


<p>■■■■■</p>	<p>考え方からかもしれない。</p> <p>事務局に審議会の流れをもう一度確認しておきたいのだが…。</p>
<p>事務局</p>	<p>例年の流れでいうと、1～2回目の会議で資料の説明、2回目の会議からは方向性についても議論いただき、3回目の会議でその方向性による答申案の調整ができればと考えている。ただ、審議の内容や進捗状況により、会議の開催回数が増えることはあり得る。会議の進捗状況等によって、その辺りは変わってくる。</p>
<p>■■■■■</p>	<p>著しく社会情勢が変わったとは言えない…。</p> <p>市長等の特別職については常勤、議員はそれぞれだが、比較的若い議員は他に職を持っておられるケースが多く、また議会活動の資料についても提供された。</p> <p>今回の資料と、前回他団体と比較した資料も含めて審議を行う中で、いずれの方向性を決定したとしても、その理由については、整理を行っておく必要がある。</p>
<p>■■■■■</p>	<p>以前のこの審議会の結論等を見ていると、当時の日本および地域の状況を重視されていたのかなと感じる。</p> <p>極端な話だが、この審議会の答申で据え置きとした場合に、市長が報酬を上げるといった議案を提案することはあるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>その状況で、報酬を上げる議案を提案することは考えられない。</p>
<p>■■■■■</p>	<p>報酬を上げるべきと答申した場合は、提案されないこともあり得るか…。</p>
<p>■■■■■</p>	<p>資料15Pについて、扶養手当等が支給されているように見受けられるが…。年齢等に関係なく支給されるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料15Pについては、議会議員や特別職でなく、職員の改定状況である。</p>
<p>■■■■■</p>	<p>A 3 資料の 6 P を見ると、議員の議会活動の状況は、議員間で特に差はないように思う。</p>
<p>■■■■■</p>	<p>議員の会派はいつ頃できたのか。一番大きい会派は何名ぐらいか。</p>
<p>事務局</p>	<p>合併以降できた。会派別の人数は 6 名、4 名、2 名、2 名となっている。</p>
<p>■■■■■</p>	<p>議会の議員活動の日数は、概ね 60～80 日といったところか。</p>
<p>事務局</p>	<p>公式なものになると、このぐらいになる。</p> <p>所属している委員会等によってバラツキは出てくる。</p> <p>時間的なものは委員会によって差があり、1日がかりのものもあれば、2時間ぐらいの会議もある。</p>
<p>■■■■■</p>	<p>議会活動の出席日数は 60～80 日程度かもしれないが、その事前準備等に時間もかかっている。この資料以外に報告会等も行っていると思う。</p>
<p>■■■■■</p>	<p>要素を 3 つぐらいに分けて考えてみてはどうか。</p>

	<p>人事院勧告で、一定、包括的に経済状況や景気動向等は勘案されているものと思われ、そこから比べて、宍粟市はどうか、が1点。</p> <p>地方公共団体のなかでの不祥事等（資料15P右側のような）により、報酬等をあげることが妥当なのかどうかという点が2点目。</p> <p>地方公共団体の財政力を測る指標（財政力指数等）があり、県内で宍粟市は上位というわけではないが、そういった観点から検討してみるとというのが3点目。</p> <p>要素を絞ったほうが検討しやすいかと思う。</p> <p>地域の経済状況は、決して良いとは言えない状況であると考えている。</p> <p>波賀にあるセイバンもなくなると聞いている。</p>
事務局	<p>不祥事の件について、今回の件（雇用創生協議会の件）は気になる部分である。進められていた事業は、障がい者の雇用など素晴らしかったと思うのだが、（協議会の）事務局の方はどういうつもりだったのだろうか…。</p> <p>素晴らしい事業だったかと思うが、それだけにきっちりとしてほしかった。市のマイナスイメージは大きい。</p> <p>労働局等の監査を待って、内部でしっかりとけじめをつけられると思うが…。</p>
事務局	<p>この件についてはご心配をおかけし、不快感をお持ちの方も多数おられ、申し訳ないと思う。</p> <p>昨日、事業については労働局から解除通告がなされ、この事業の清算については、市が主体的に行うこととなっている。市の監督が不十分だった点等について、短い時間の中であるが明らかにしていく必要がある。</p> <p>このことも含め、報酬等については協議いただければと思う。</p>
事務局	<p>人事院勧告について申し上げますと、全国一律の給料表を用いているわけではない。都市部は人事委員会を設置し、給料表を独自に策定しているが、その水準は地方に比べて高い。また地域手当というものもあり、例えば東京23区だと20%、神戸市でも12%（注：会議では8%と伝えたが、現在は。）給料に加算されている。宍粟市は0%である。そもそもの水準にかなりの差があるが、景気の動向や民間企業の給料と比較して、引き上げるべき、というのが今年の人事院勧告。</p> <p>この会議の時期は決まっているのか。10月頃にされているケースもある。雇用創生協議会の件のこともあり、今年はこの時期で良かったのかもしれない。</p> <p>神戸市では、教諭のいじめ問題を受け「市民の理解が得られない」と、教育行政に係る幹部職員について、ボーナス増額を見送ったとの報道があった。</p> <p>こういったことから市民感情については、敏感にならざるを得ない。</p> <p>この審議会では、このことも含め、客観的に議論いただきたい。</p> <p>仮に答申として、報酬や期末手当を引き上げるとした場合でも、付記事項をつけるといった方法等もある。</p>

[REDACTED]	今の市長等に対しての審議だと考えているが、今回、答申したことが、一定は今後も引き継がれると思われるので、慎重に審議したい。
[REDACTED]	もう一点の要素として、近隣類似団体との比較については、ほぼ変わらない状況かと思う。
事務局	第1回のA3資料でお示したとおり、大きな違いはない。
[REDACTED]	類似団体と比較した資料を見ると、どうしても数字だけで判断してしまう。他団体の生の声はどうなっているのか。他市の状況について、直接、触れ合って確認していかないと、宍粟だけのことにとられ狭い視野となりかねない。各種の市内行事等に参加いただくことも大切だが、他市の状況についても肌で感じていただく機会をもっと増やしてほしい。
[REDACTED]	他市でも厳しい状況があり、また、西播と東播でも状況は違う。内から宍粟を見る視点だけでなく、外からも宍粟を見ていただく視点も必要ではないか。
[REDACTED]	宍粟と他市の良い点、悪い点を冷静に比較いただくことが大切であるし、近隣団体についても数値だけでなく、その地域の声を知ることは大事。
[REDACTED]	今回の審議には間に合わない部分もあるが、事務局から市長に伝えてほしい。
[REDACTED]	事務局の説明を受け、議論をしてきた中で、私としては現状維持（据え置き）が良いかと思う。最終的には市長が判断されるが、その答えの中で、（雇用創生協議会の件についての）見解や資質、責任に関する部分はわかってくるものだと思う。
[REDACTED]	据え置くと方向性を決定した場合、次回の会議はどういった流れとなるか。
事務局	今までの議論をまとめる形で、据え置く理由や付記すべき意見を記載し、答申案を作成する。その答申案に対し、加筆・修正等を加える作業となる。
事務局	据え置くと方向性を決定した場合、何故そう決定したのか、その理由が大事となる。もう少しそれぞれのご意見をいただければ…。
[REDACTED]	また、先ほど協議された3つの要素の面や、また、類似団体との比較、地域の事情、市民感情等から、それぞれ意見をいただければと思う。
事務局	雇用創生協議会の件については、議会議員の報酬の決定に影響があるのいいのかどうか、難しい面はある。
[REDACTED]	議員は人数が多く、一生懸命やられていると思う方も、そうでないと思う方もあるが、本当のところの判断はしづらい。
[REDACTED]	どちらも据え置くなった場合の理由は、上げるべき、また、下げるべき理由がないからといったことも考えられる。
事務局	色々議論をしていただいたが、現状の協議をまとめる（据え置く方向性）形で答申案を作成してよろしいか。
[REDACTED]	次回の会議で、据え置く答申案に、それぞれ意見を付記した形で、作成していきたいと思うのでよろしく願います。

事務局	<p>5. 確認事項等</p> <p>次回の会議は、次のとおり開催。</p> <p>○日時：11月28日（木）午後1時～</p> <p>○場所：市役所5階501会議室</p> <p>会議録、答申案については、遅くとも前日までに送付する。</p>
谷笹職務代理	<p>6. 閉会</p> <p>本日は長時間の審議お疲れ様でした。次回は28日の開催ですが、よろしく願います。気をつけてお帰りください。</p>

会 議 録

会 議 の 名 称	宍粟市特別職報酬等審議会（第3回）	
開 催 日 時	令和元年11月28日（木）13時00分から14時05分まで	
開 催 場 所	宍粟市役所 5階 501会議室	
議長（委員長・会長） 氏 名	会長 大坪津義	
委 員 氏 名	（出席者） 谷笹摩弥委員、岡前佳津子委員、 石原政司委員、山國和志委員	（欠席者） なし
事 務 局 氏 名	企画総務部 坂根部長、砂町次長 企画総務部総務課 安井課長、岩本係長	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	<p>（議題及び決定事項）</p> <p>【前回の会議録の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正なし <p>【追加資料の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宍粟市ほか県内の類似団体等の財政指標の推移 ・市長及び議会の役割（職務） <p>【答申案の確認等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね案のとおり（市長等の特別職および議員とも、据え置き）で、承認 ・今日の審議で出された意見を追加する形で整理し、その内容を各委員へ郵送するので、それぞれ確認願う。 ・最終確認後、整理できた答申については、会長と日程調整し、市長へ手渡す。 	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	
議 事 録 の 確 認 （記名押印）	（委員長等） 会長 大坪 津義 	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
事務局	1. 開会
	2. あいさつ (会長)
大坪会長	お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 今日は3回目の会議ということで、先日事務局から送付された答申案を元に、修正であったり、追加する部分について、皆さんの意見をいただきながら、進めていきたいと考えているので、よろしくをお願いします。
事務局	ありがとうございました。 ここからの次第の3以降は、会長により進行をお願いします。
	3. 会議録の確認
大坪会長	次第3の会議録の確認について、事務局から説明をお願いします。
事務局	昨日、第2回目の会議録について、送付している。
	修正、加筆箇所等があれば、ご意見いただきたい。
大坪会長	修正等の意見はありますか。
委員一同	(修正なし)
大坪会長	それでは、会議録は修正なしとのことで、次に進みます。
	4. 議事
	(1) 追加資料の説明
事務局	次第4の(1)について、事務局から説明をお願いします。
	(資料7Pから9Pについて説明)
事務局	質疑、意見等はありませんか。
	(資料7Pについて補足説明)
事務局	7ページの財政指標に関し、既存の統計資料を抜粋している関係で、資料中の県内順位の表記がわかりにくいので、補足する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政力指数 = 数値が高いほど財政力に余裕がある。県内順位は1位に近いほど良い。 ・ 経常収支比率 = 数値が低いほど弾力的な財政運営が可能。県内順位は41位に近いほど良い。 ・ 実質公債費比率 = 数値が低いほど資金繰りに余裕がある。県内順位は41位に近いほど良い。 ・ 将来負担比率 = 数値が低いほど将来、財政を圧迫する可能性が低い。県内順位は41位に近いほど良い。

[Redacted]	<ul style="list-style-type: none"> ・ラスパイレス指数 = 国家公務員の給与を100とした場合の当該団体の職員の給与水準。県内順位が1位に近いほど職員の給与水準が高い。 ・標準財政規模 = 通常収入されると見込まれる一般財源の規模。県内順位が1位に近いほど財源規模が大きい。
[Redacted]	<p>この審議会で議論するにあたり、基本的な部分として、市長の役割・議員の役割を理解し、またその部分について市民の声を聴く必要があると感じた。消費者協会の理事など自分の身近な人にも尋ねてみたが、資料8～9ページにもあるとおり、市長の役割として事務を誠実に管理執行し、また、議会の役割として広く市民からの意見を聴くことができているならば、雇用創生協議会の問題は起こらなかったのではないかとこの意見があった。</p> <p>一部議員からはこの件について議会で質疑等がなされており、その部分については評価するが、それを受け市長・職員が真摯に調査等を実施していればここまでの問題にはならなかったのではないかと思う。</p> <p>また、市民の多くは、返還金を市が負担しなければならないのではと敏感になっており、この件に係る市政についての評価は低い。</p> <p>議会について、若い議員の頑張りを耳にするが、もっと委員会を充実させ、それを本会議にも活かしていくような仕組みが大切ではないか。議会基本条例等に基づき、議員自身も基本的な部分を学び、姿勢や質を高めてほしい。</p> <p>議員定数も減って、委員会の数も減っているが中身はしっかりしているのか、市民も関心を持っておかなければならない。</p> <p>報道等で75歳以上の医療費が上がる話があり、年金も減ってきているなか、市長や議会議員の報酬については据え置きしかないだろうとの意見もあった。</p>
事務局	<p>広く意見を聴く方法として、市はタウンミーティングを、議会は議会報告会を開催されている。以前は、議会から自治会宛てに議会報告会の案内があったが、最近届かない。</p> <p>定数が減り、委員会の構成は変わって、議員の負担は増えたかと思う。</p> <p>また、雇用創生協議会の件で返還金が市の負担になるとの話があったが、そう決まったわけではない。最終的にそうなる可能性もあるが、協議会が事業主体であったことから、協議会に責任をもって返還するよう求めるのが市のスタンス。国の判断によって市が一時的に立て替えなければならない状況等もあり得るが、法的措置等も含めて検討している状況である。</p>
事務局	<p>国の監査結果は出ているのか。</p> <p>まだ調査中である。</p>
[Redacted]	<p>監査結果が出れば、市もそれなりの対応をするだろう。</p>
[Redacted]	<p>先ほども言ったが、周りの声や意見に真摯に耳を傾け、誠実に対応してほしい。そうすることで防げたと思う。脇が甘かったのではないか。あらためて今回の資料にもある職務や職責を見つめ直してほしい。</p>

[REDACTED]	そのあたりをきちっとしていれば、防げたと思う。
事務局	市民の皆様にご不快な思いをさせてしまい、また、監査が不十分であったことについても申し訳なく思う。全容解明に努めていくので、また報告ができればと思う。
[REDACTED]	市民自身ももっと関心を持つべきだと思う。私の身近で市が開催している会議をいろいろと聴きに行っている方もいる。人任せにせず、それぞれが意識を高めることが大事である。
[REDACTED]	<p>宍粟市は、財政指標的に、県下でいうと30番目ぐらいといったところかと思う。職員給料の水準であるラスパイレス指数も同様である。</p> <p>それを踏まえ、報酬等を他市と比較した場合、特に逸脱している状況ではなく、また、景気についてはそこそこ上がり基調という状況であるなか、ここ数回、報酬等は据え置きが続いている。</p> <p>他市との比較や、経済の状況を勘案すると、本来は報酬等を上げるべき状況であるかと思う。</p> <p>ただ、市民感情を踏まえると、報酬等を上げる判断をすることは難しい。</p>
[REDACTED]	〇〇委員の言われたとおり、引き上げる時期にきているかと思うが、やはり市民感情等を踏まえると難しい。
[REDACTED]	<p>県議会議員を含め、他団体との連携はできていたのか。情報収集が不足していたのではないか。市内だけでなく、外部との交流や連携をもっとしっかりと行えていれば、こういった状況にはなっていなかったように思う。ネットワークづくりが大切。そういったことに使ってもらえるのであれば、報酬を上げるのも良いことだと思う。現市長にはリーダーシップがあると思うが、さらに研鑽してほしい。今回の件には少しがっかりした。</p>
[REDACTED]	事務局長の周囲の人は、市内のよく知った人ばかりだったかもしれないが、事務局長自身をもう少しチェックしてほしい。
事務局	<p>(2) 答申書(案)の作成について (資料1 Pから6 Pについて説明)</p> <p>先ほど協議された意見(市長・議員とも質を高めてほしい、ネットワークづくり、報酬等の引き上げのこと等)も加えて、答申案を作成するが、さらに意見であったり、加筆・修正があればお願いします。</p>
[REDACTED]	答申書案に対し、加筆修正があれば意見をお願いします。
[REDACTED]	先ほど協議で上がった部分を付記事項に加えてもらえば良い。
[REDACTED]	市民感情等を考慮しなければ、今回、引き上げる答申となっていたかもしれない。今回の件について、どこまで答申を作成するうえで考慮すべきかは、難しい部分がある。

<p>■■■■■</p>	<p>今回のことをきっかけに、〇〇委員が言われていたように、市民も行政に関心を持ち、また各種委員として積極的に参画するような気持ちが芽生えてほしい。</p>
<p>■■■■■</p>	<p>そのとおりかと思う。よいきっかけになれば良い。</p>
<p>■■■■■</p>	<p>今回の議論では、据え置きという方向となったが、特に議会議員について、別に検討する必要はなかったか。また、不祥事があった場合、よく報酬等を何%カットといったことを見聞きするが、これは答申とは別物としてとらえてよいか。</p>
<p>事務局</p>	<p>市長等の特別職と議員について、別物として検討していただいてよい。一方を引き上げ、一方を据え置きとなっても差し支えない。 報酬等を何%カット…のことについては、これまでも不祥事等があった際、自らの考えでカットされるケースはあった。今回の答申ではカット云々については考慮せず、報酬等の額・期末手当支給割合を判断いただきたい。</p>
<p>■■■■■</p>	<p>今回も最終的には減給等を自ら判断されるのかな…と思う。</p>
<p>事務局</p>	<p>減給等をする場合、条例が必要となる。最近でいうと去年の12月にも減給する条例を市長自ら提案している。</p>
<p>■■■■■</p>	<p>特別な要素があれば、(どちらか一方でも)引き上げといった結論が取りやすいが…。</p>
<p>■■■■■</p>	<p>議会について、定数が削減後、どのような委員会構成となっているのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>主要なものは総務経済常任委員会と文教民政常任委員会となっており、議長を除く15人が7人と8人に分かれ委員となっている。 その他にも議会運営・予算決算、広報広聴などの委員会があり、また、環境事務組合や消防など他機関の議会にも出席する議員もある。 前回の会議でお示しした資料以外にも、多くの議員活動がある。</p>
<p>■■■■■</p>	<p>報酬等について、市長等の特別職や議員から「上げてほしい」「下げてほしい」等の要望があったことはあるか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そういったことはない。ただ、平成20年2月に答申に基づき市長等の特別職および議員とも報酬等を5%引き下げる条例案を提出したが、議会で否決されたことはあった。</p>
<p>■■■■■</p>	<p>市長や議員等が(報酬や期末手当について)どう思われているのか、そういった生の声を聞くほうが、審議会で議論しやすいように思う。立候補されてきている以上、そういった声が上げにくいかもしれないが…。</p>
<p>■■■■■</p>	<p>今回の検討にあたっては人事院勧告がなされていることも重要な要素かと思うが、その中で、市長等の特別職と議員については別物として検討すればとのことだが、市長・副市長・教育長も個別に検討することは可能か。</p>

事務局	副市長の給与が市長より高くなるなど、職のバランスを超えるようなことがなければ、個別に検討し、答申を出すことは可能である。
[REDACTED]	市長・副市長・教育長と、それぞれ話を聞いてみるのも一つの方法だったかもしれない。要望等がない中で検討するのは、各種資料があるとはいえ難しい。
事務局	大阪市では、この審議会に議員が出席し、意見交換会を開催されている。議員活動がわかりにくいという声が出ていることも踏まえると、直接話を聞くことも有効な方法かもしれない。
[REDACTED]	今回傍聴はなかったが、議員がこの審議会を傍聴することは可能か。
事務局	可能である。
[REDACTED]	市職員が他団体の職員と交流することはあるのか。
事務局	頻繁に…とまでは言えないが、年に数回、同様の事務をしている職員同士で交流はある。議会議員についても、播但地区等のくくりで交流されているし、政務活動費を用いて先進地等の視察もなされている。〇〇委員の指摘されたような内容まで情報交換がされているかどうかは一概に言いにくいですが、一定の機会は確保されている。
[REDACTED]	交流し、情報交換することは大事かと思う。市の連合自治会で会議を行っても、山崎・一宮・波賀・千種それぞれで、やはり考え方や状況が違う。参考にならないこともあるが、いい刺激になる部分もある。
[REDACTED]	まとめに入るが、今日まで審議を重ねていただき、据え置きという結論を得ることができた。答申案については、今日の意見も加えた形で作成し、あらためて委員に配布願う。
[REDACTED]	そこでもう一度、各委員に確認いただいて、修正等があれば、事務局のほうで修正をお願いします。
事務局	<p>5. 確認事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日の意見を加えた形で答申書案を作成後、各委員に配布し、確認を依頼 ・修正があれば修正し、再度委員に配布。 ・最終確認ができた答申書について、会長と日程調整し、市長へ手渡す。
[REDACTED]	6. 閉会
谷笹職務代理	本日は長時間の審議お疲れ様でした。3回目の会議ということもあって忌憚のない意見を出していただきありがとうございました。この委員の任期は、来年までとのことで、状況により来年の同時期に開催もあり得るとのことですので、その場合は、よろしく申し上げます。